

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 二 号

昭和四十六年二月五日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小濱 新次君

理事 龜山 孝一君

理事 高島 修君

理事 中山 正暉君

理事 二階堂 進君

理事 綿貫 民輔君

理事 中井徳次郎君

理事 山本弥之助君

理事 和田 一郎君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治大臣官房長 岸 昌君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

沖繩・北方対策

庁総務部振興課

長 龜谷 礼次君

自治省財政局財

政課長 森岡 敏君

自治省財政局交

付税課長 横手 正君

地方行政委員会

調査室長 日原 正雄君

委員の異動

二月五日

辞任

華山 親義君

補欠選任

芳賀 貢君

第一類第二号

地方行政委員会議録第二号

昭和四十六年二月五日

同日

辞任

芳賀 貢君

補欠選任

華山 親義君

二月四日

特別区の区長公選制度実現に関する請願(麻生

良方君紹介)(第二一〇五号)

同(松本善明君紹介)(第二一〇六号)

同(山本政弘君紹介)(第二二六六号)

特別区の自治権拡充に関する請願(戸叶里子君

紹介)(第二二六三号)

同外一件(河野密君紹介)(第二二六四号)

同(山本政弘君紹介)(第二二六五号)

地方自治体の超過負担解消に関する請願(天野

光晴君紹介)(第二二八九号)

地方財政の財源確保に関する請願(鈴木善幸君

紹介)(第二三一九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣

提出第四号)

○菅委員長 これより会議を開きます。

小委員会設置の件についておはかりいたしま

す。

消防関係法令の整備及び消防施設の整備強化を

はかるため、小委員十一名からなる消防に関する

小委員会、地方公営企業の制度全般及び道路交通

対策について調査するため、小委員十一名からな

る地方公営企業等に関する小委員会をそれぞれ設

置いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任の件について

おはかりいたします。

小委員及び小委員長の選任につきましては、委

員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

それでは、委員長において追って小委員及び小

委員長を指名し、公報をもつて御通知いたしま

す。

なお、小委員及び小委員長の委員異動に伴う補

欠選任並びに小委員及び小委員長の辞任の許可及

び補欠選任につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そ

のように決しました。

○菅委員長 地方交付税法等の一部を改正する法

律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。國場幸昌君。

○國場委員 本日、本委員会におきまして発言の

機会を与えられました各委員の皆さま方に対し厚

くお礼を申し上げます。

それでは、さっそく質問をいたしたいと思いま

す。本委員会において審議されております地方交

付税法等の一部を改正する法律案に関してお伺

いたします。

まず第一に、土地開発基金三百七十億について

であります、御承知のとおり、本法律案で土地

開発基金についての交付税措置が講ぜられており

ます。本法律案の措置額を含め、現在までに交付

税の基準財政需要額に算入した金額は、全国都道

府県並びに市町村全体を合計いたしますと、二千

億円を上回る結果になると思いますが、地方公共

団体の土地開発基金の積み立て状況とその運用状

況はどうなっておりますか、御説明をお願いいた

します。

○長野政府委員 御指摘がございましたように、

土地開発基金につきましては、四十四年度におき

まして県・市町村を通じて九百七十二億円を交付

税上の基準財政需要額に算入いたしてございま

す。

四十五年度さらに今回御提案をして御審議を

お願いしております補正を通過しましては、全体と

して二千七十九億円にのぼるわけでございます。

まず、その運用状況につきましては、昨年の十

月一日現在のものとございますが、府県におきま

しては、東京都と神奈川県を除きましては、全府

県において土地開発基金を設置いたしてございま

す。そして積み立て金の総額が七百七十七億でござ

います。基金の運用の状況は、基金より直接に

用地購入を行なっておりますものが三百十二億

円、それから土地取得の特別会計に貸し付けをい

たしてありますものが九十七億円、開発公社等に

貸し付けて運用しておりますものが三十四億円、

してある対象になっております市町村が千四百三十九団体ございますが、それらのうちで現在八百六十六団体が開発基金を設置しております。そして積み立て金の総額が七百四十八億円という事になっておりまして、本年度内に設置される予定の団体は百五十五ということになっておりますが、さらに増加する予定でございます。

運用状況は府県と同じようでございます。基金によって直接用地を取得しておりますものが二百八十五億円、用地取得の特別会計に貸し付けておりますものが百四十五億円、開発公社等に貸し付けておりますものが五十億円、見返り融資を受けるなどのために金融機関に預託しておりますものが二十五億円。その他といたしまして、運用残高等のものが二百四十三億円でございます。

なお、これによりまして土地を取得いたしました面積は一千三百三十五万平方メートル、こういうことに相なっております。

○國場委員 次に伺いたいします。

地方公共団体としては、今後の公共事業に必要な土地を取得するのに困っておるのが実情でありましょう。四十六年度以降における地方団体の土地需要の見通しにつきまして、自治省としてはどのような見込みをお持ちなのか。さらに今回は前回と異なりまして、大都市についても本基金の費用を繰り上げ算入していることは、大都市の土地開発の需要が増大して現在、時宜を得た適切な措置であると考えております。しかし、忘れてならないことは、人口急増市町村でありまして、最も土地取得に難儀を来しておるものと考えます。これら人口急増の市町村についても引き続き本基金の費用を繰り上げ算入せられますか。またこれに対してはどうなされるわけでございましょうか。以上、第二点、三点を合わせて御答弁をお願いいたします。

○長野政府委員 お話しでございますように、地方団体が公共施設を整備いたす必要に迫られておりまして、そのためには公共用地を取得するということが一番の問題でございます。そういう意味

で、公共用地に対する資金の手当てというものが非常に必要なわけでございますが、現在その用地の確保の問題についてどの程度のことを考えているかという点になりますと、私どもは、従来からの経緯からずつと見まして、一年間に地方団体が現在取得しておりますところの用地の面積と申ししますか、これは先行取得も入っておりますけれども、約三万ヘクタールぐらいというものを取得してやっております。こういうような状況でございます。しかし、なお公共施設の整備のための用地取得の必要はますます増大してまいりますから、この従来の最大実績に相当な先行取得を含めまして三万ヘクタールというものを、今後はさらにそれを上回っていくというように相なるうかと思っております。それに対する資金手当てというものを十分財政措置としても考えてまいらなければならぬ、こう思っております。

それから今度の土地開発基金の交付税法等の一部改正におきまして、人口急増市町村等の問題などにより今後措置するつもりかというお尋ねでございますが、今回の場合におきましては、交付税措置といたしまして、この補正予算に関連をいたしました交付税の増額に對しましては三百七十億円を土地開発基金の増加に回したい。これはいろいろ検討いたしました結果、一つは都道府県分として措置をしたい。都道府県につきましては、実は四十五年度に措置をすべきものを四十四年度の補正の際に繰り上げて措置をいたしております。本年度は都道府県については措置をいたさなかつた、市町村の開発基金だけを措置いたしました。うなことになっておりますが、今回におきまして、いわば実質的には繰り上げてございまして、四十六年度に措置すべきものを四十五年度に措置するということになります。今回の場合は、府県の土地に対する需要の高いということと、それ以上にも高い大都市につきましても、繰り上げて四十六年度にいたすべきものを措置してまいりたい。そこで四十六年度につきましても、市町村につきましても、お話しでございますように

に、土地開発基金の交付税算入というものをぜひいたしまして、そしてこれらの土地の手当てに対する財政需要にこたえたい、こう考えております。

○國場委員 本基金費に関連する第四点として、四十四年度の当初におきましては、本基金費の措置は四十四年度限りのものとしてこれを実施したものと想定してありますが、将来の土地需要の状況から見まして、今後当分の間は恒久的対策として交付税でこの需要を算入する考えであるのかどうか、自治省としてはどう見ておられるのか、御説明をお願いいたします。

○長野政府委員 この土地開発基金につきましては、毎年土地に対する手当ての必要が高いということがございますので、土地開発基金を設定いたしましたときから三年ぐらいは引き続いて必要ではなからうかというふうに考えて措置をしてまいりましたわけでございます。そういう意味では、四十六年度も措置をいたしますと、これが三年目になるわけでございますけれども、現在の時点で考えますならば、なおなお公共用地の取得についての必要性というものは高まりこそすれ減ることはないうような状況であるわけでございまして、三年というふうに当初は一応は予定しながら措置をしてまいりましたわけでございますが、なおその必要が高いという状況であれば、私どもはそうであるうと思っておりますが、引き続き措置を続けてまいることになります。引き続き措置を続けてまいり、いまの時点ではかように考えております。

○國場委員 わかりました。

次に、特別交付税の増額分六十五億円のうち、琉球政府に対して交付されることになった三十億円の内容について御質問をいたします。質問の第一点は、この法律のたてまえからいって琉球政府に交付することはおかしいという議論のあることであります。今度、地方公共団体の固有の財源から税金を納めていない沖縄へ交付することは、交付税の趣旨を逸脱しているという議論があるか考えられます。沖縄の立場からすれば、

形式的には法律で政府が三十億円を支出したような形ではあります。が、実質的な意味では、沖縄が来々年々々にも日本の憲法のもとに本土の地方公共団体の一員として仲間入りをするに際して、本土の地方公共団体が沖縄県の復興事業に対して特別に御協力をくださったものと理解し、感謝してこれを受けるわけでございます。そのような趣旨でありますれば、沖縄の立場としても気がねなく喜んでこの三十億を受けることができるのでございしますが、ほんとうのところこの御趣旨がどのようなところにあるのか、自治大臣よりあらためてお聞かせ願っておきたいのであります。自治大臣御不在でございますので、来られましたらまた自治大臣のほうから直接にでもよろしくございします。

それで第二点としまして、この三十億円の使途配分についてでございます。これが明確にされていないというところでございしますが、どのように考えておられますか。

さらに第三点として、この使途をいわゆる沖縄ミニ国体に十五億割り当てされておるといふようなことも聞いておるわけでございしますが、これはそうでありまして、一般会計から十五億というのを記念事業として政府から出すべきが筋ではないか、こういうようなことを考えるわけでございします。地方自治団体のほうのいわゆる御協力、御好意によってこれが出されたということを感じていられるわけでございしますが、これにひもつきとして一般会計から出されるようなミニ国体記念事業にひもつきで出されるということに、私はこれがどういふような趣旨でそうなつたか、これに對して説明をしていただきたいと思います。これはもし局長さん、できまじんでしたら、また大臣がおかわりになつて御答弁いただいてもけっこうでございます。

○菅委員長 國場幸昌君に申し上げますが、午後のお大臣御出席のときに大臣から御答弁をいただきますが、なお政府委員から補充的に言われることがありましたら、ひとつこの際承つてもけっこう

です。

○長野政府委員 沖縄に對しまして、今回交付税法の一部改正、補正予算に伴います交付税の増額に關連をいたしまして、特別交付税が六十五億圓増加をいたすわけでございますが、そのうちの三十億圓について、特に琉球政府及び沖縄の市町村に交付するということの方針が定められたわけでございます。この点につきましては、いま御質問のございました政治的な観点からの問題は、大臣からお答え申し上げるほうが適當ではないかと思ひますが、結局、従来から沖縄の地方団体に對して何らかの形で、當然に復帰されてくる地方団体として、本土の地方団体に對しても何らかの形で援助措置を行なう方法はないかということがかねて問題になつておたつたわけでございます。それにつきましていろいろ検討をされたわけでございますが、結局、そういう今回のような補正予算による増額の際、特別交付税も増加した機会でございますし、また沖縄が復帰を目前に控えていろいろな事業に對する需要があるというふうな段階でもございまして、その一部を地方公共団体の総意として、沖縄の琉球政府及び市町村に交付するということにいたしてはどうかということで話が進みまして、實質的にはそういう意味で、本土の府県、市町村を通じて地方団体の協力、同意のもとに今回の措置が講ぜられた、こういうことに相なつたわけでございます。したがらしまして、先ほどお話がございましたように、地方団体の一員として沖縄の県あるいは市町村を迎え入れる前に、本土の地方団体からの一つの援助措置というものがとられたというふうにお考えをいたしてよろしかうかと思ひます。

三十億圓の配分につきましては問題でございしますが、これにつきましては、もちろん交付税でございますから一般財源でございまして、決してひもつきのものではございません。ただ、地方団体の希望もございまして、この三十億圓の中を、おおむね半分をいわゆる琉球政府と申しますか、沖縄県に對して、それからその他の半分を市町村

に對して交付されるように配應してほしい、そしてその使途はもちろん注文はないけれども、沖縄の行政施設水準の向上に役立つように、これにぜひお使い願ひたいという希望を持つておるわけでございます。もちろん交付税でございまして、何に使うということが特定されるわけでもございせんが、そういう希望も含めて今回の措置が行なわれる、こういうことに相なつております。

そこで、それについてお受けになりますところの琉球政府なり沖縄の市町村が、いわゆる復帰記念の団体等のために充てたいということであるれば、これも當然充て得るわけでございまして、行政施設水準の向上という広い意味では當然その中に入るわけでございしますが、それは御希望によつてはそういうことにお充てになることも可能だと思つております。私も政府部内あるいは本土の地方団体の希望として、ぜひこれにこうしてくれということは申しております。ただ、行政施設水準の向上に充ててほしい、こういう希望を表明いたしてあります。その趣旨に従ひまして対策庁とも相談をいたしあるいは日米間でもそういう趣旨を生かして措置をしていくという処理をいたしたいというふうな内々の相談はございしますが、ひもつき財源ではございせんから、そういうことにお使ひになることもそれは可能だと思つております。

○國場委員 わかりました。それでは、この十五億、市町村に對してその交付税十五億は、琉球政府の行政水準に對していわゆる格差を正、これに使うべしという趣旨における地方団体の御好意であります。ミニ二国に對しての問題は、佐藤総理が来られたときに、沖縄に對して記念国体を復帰記念事業としてやるんだ、こういうことでございまして、これに對して政府が、沖縄のいまの財政の状況ではとてもこれに對する受け入れ体制、すなわちその設備が沖縄の力ではできないので、全面的に政府をしてやう、それで一般会計から出しました二十六億、この前に出ております

その二十六億というのは、おつしやるのとおり道路です。國体に通ずるところの道路網、これの整備、それからこの十五億というのがあと最小限必要になる。これは構造物なんです。國体をなすための構造物であるし、またこの設備を記念しまして、将来における沖縄の保健体育に對して、立ちおくれておるところの設備、こういうようなことになるわけでございまして、私が考えまして、この十五億というのがミニ二国のために使つてくれというふうなことであると、地方団体の六団体です。その方たちの御意思そのものが、ちよつと目的が違ふのじゃないかというふうなことも考えられるわけでございまして、いまおつしやつた趣旨よくわかりましたので、その点、その地方公共団体に對する沖縄の県民の感謝の意を重ねてまたこの三十億に對しては申し上げたい、こういうふうなことを考えるわけでございまして、

次に、交付税の年度間調整の問題でございしますが、例年交付税に關しましては、大蔵省との間で財源調整を行なつてきたものでありまして、これが關しましてはいろいろ議論のあつたことを承知してあります。幸いにしまして四十六年度は國が差し引きということを行なつていないので、これは自治大臣の御協力を多とするものと考へております。この交付税に對する年度間調整については、四十六年度の予算編成の時期までにはそのルールを確定するということに承つておりました。が、四十六年度の予算編成あるいは今回の補正予算の編成におきまして、大蔵省と自治省との間でどのような話し合いが持たれてゐるのか、その経過なり結果なりをお伺ひしたいと思います。

以上申し上げました点につきまして、御所見を、大臣でなくとも、もしできましたらひとつお伺ひしたいわけでございます。

○長野政府委員 先ほどのお尋ねの中で、私がお答え申し上げましたのが、あるいはちよつと不十分な点があるかも知れませんが、補足させていただきますが、特別交付税の中から、今回沖縄、琉球政府及び市町村に對しまして特別会計から

に交付いたしますところの三十億圓につきましては、これは交付税でございまして、交付税の中のものも交付税でございまして、特定のひもつき財源ではないということをお申し上げたわけで、したがらしまして、それをどういうふうにお使ひになつてもかまわぬわけでございまして、地方団体の希望をいたしましては、行政水準の向上に充ててほしい。その行政水準の向上という中には、記念国体の施設に充ててもかまわぬわけであります。そういうものを含めまして、行政水準の向上に充ててほしいということを、広い意味での御期待をしてゐるといひますが、そういう要請を含めて、強く行政水準の向上に役立つことを期待してゐる。こういうことを申し上げておく必要があるかと思ひます。

それから交付税の年度間調整につきましては、四十六年度の場合には、これは両省の間でいろいろな議論をいたしましたが、結局、話し合いがつかせません。そういうことで、交付税の年度間調整についての立場が、大蔵省当局と自治省とでは考え方が異なるというところになるかも知れませんが、われわれの年度間調整は、地方財政の自主的な立場において地方財政の計画的、長期的な運営を確保するという観点からの年度間調整ということとあり得るけれども、國家財政との円滑なる調整とか、國家財政のために寄与するためというふうな感じのものであれば、それは年度間調整のあり方としてふさわしくない、こういうことに相なるわけでございまして、それからまた、地方制度調査会の答申にもございまして、年度間調整については、その実施の方法なり、年度間調整をすることが必要だと考へる基準の定め方なり、いろいろ議論が多過ぎる、したがらしまして、そういうことを行なう前に少なくともまず第一に実現すべきことは、交付税を交付税の特別会計に國税三税の三二%を直接に繰り入れるべきだ、まずそれを実現した上で、その上で年度間調整ということ考へるべきだという御答申もあるわけですから、そういうことでございまして、なかなか年度間調整

論というものにつきまわりのアブローチのしかたと申しますか、こういうものが両省間においてかなり食い違つておるようでありますから、そこで今回はその結論に達しなかつた、こういうこととさせていただきます。

○國場委員 沖縄復帰に伴う財政需要の増加に對しまして、どのような対処をするのかということとでございます。来々早々には沖縄復帰が実現するわけでありますが、沖縄県として地方自治体の仲間入りをいたしますと、必然的に沖縄財政需要分だけ全体の財政需要が増加することになります。これに對するために交付税の税率を引き上げることが考えられますが、そのようなお考えはないのかどうか。それとも返還後沖縄に對しては特別な財政援助措置を講ずることになるのか、その方針なり御所見を承わりたいわけでございます。

○長野政府委員 これも根本的な問題になりますと、大臣がお答えすべきことだと思ひますが、政府におきましても、昨年の十一月に沖縄復帰対策要綱というものを一応閣議で決定をいたしましたものがございまして、もちろんその目的は、本土との間の格差を是正する、沖縄におけるところの産業経済基盤あるいは社会資本の充実整備につとめる、そういうことのために各般にわたつての開発計画というものを策定いたしまして、これを推進するというのが大きな基本方針として出ているわけでございます。したがって、これらの施策に關連をして琉球政府といひますか、沖縄県なり地方団体の需要というものが非常に多額にのぼつてくるだらうと思ひますが、また同時に、国としての特別な施策というものが、これに對応するために相当程度強く行なわれていくということになるだらうと考えております。これらの点につきまわしては、現在検討中でございます。これらをおきまわして考えました場合に、交付税率の問題との關連というものが出てくるというところに相なるのだらうと思つております。したがって、沖縄の地方団体におけるところの財政需要とか財政収入の状況、それから本土の地方団体の需

要の伸びあるいは収入の状況、これらの全般を考へあわせながら、交付税をどのようにして沖縄に適用していくかという問題に相なるかと思ひます。でありまして、そういう際に国としての特別な措置を含めまして考えた場合に、交付税率の問題というもののつきの考え方もございまして、いろいろありますが、現在のところは、そういういろいろの要因につきまわしての検討をいたしてある、こういう段階でございます。

○國場委員 その点につきまわしては、一番重要な問題でございますので、復帰の段階に至るまでに基本的な方針というものをひとつおきめいただきまして、復帰した後においても沖縄県民に對して喜びのある復帰を与えていただきたいと希望するわけでございます。

交付税に關連しまして沖縄關係の質問を二、三お伺いしたいと思ひます。

御承知のとおり、沖縄は施政権分離という特別な情勢下にあるところから、本土の他府県とは著しく異なつた行政機能を保有してあります。たとへば本来の地方自治体としての県事務のほかには國家的事務を負わされておるという変則的な面があると同時に、離島の集落、経済的行政的な基地の影響などを代表される、本土では類例を見ない多様性を負わされておるものであります。そこで、復帰を前提としてこれらの特殊事情を考へた場合、当然沖縄の県財政に對する施策として特別措置を講じていかなければならぬものと考へられます。その場合、沖縄の県財政の規模及び財政構造の実態が把握されていないと、どの程度の国庫負担等の特別措置を講じてよいかわからないものと思ひます。

そこで、質問の第一点といたしましては、自治省としてこれらの問題に對する調査を進めてこられたと思ひますので、この調査の結果と、今後の施策としてどのように対処していただけるのか、お伺いしたいわけでありまして、もし沖縄の県財政も本土並みとするものとすれば、この財政規模及び財政構造などはどのように把握されておる

のかどうか。またそれに対する手当てを実施していくことが適當と考へておられるのか、自治省の見解をお願いしたいわけでございます。

○長野政府委員 昨年十月に沖縄の財政調査をいたしました。その結果によりますと、琉球政府の一九七〇年度の歳出決算の規模は邦貨に直しまして五百七十億円でありまして、うち沖縄の県に相當する部分というものがどれだけあるかということをおきまわしてありますが、それは三百七十億円余になつております。

最近の琉球政府の財政状況を見ますと、片一方では人件費等の事務的な経費の増高が非常に大きく出ておるといふことと、もう一つは、本土との格差を正すための投資的経費が非常にふえておるといふような点、そういう意味で、歳出の増加の要因が非常に強いわけでございますが、ところが、一方歳入の面におきましては、一方で米國政府の援助が非常に減つてまいつてきた、あるいはまた、これは本土との調節をするといふことの準備といふものも含めての話だといふふうに聞いておりますが、税制改正によりまして相当減税が行なわれておる、そういうことで税収入の伸び悩みといふものが非常にあるといふようなことのために、一般財源が不足しておるといふような状況が続いておる、そういうことから琉球政府の財政運営は、収入不足を補うために借入れ金に依存してある、あるいはまた債務負担行為等を行なつておるといふような形でございます。形式的な決算のしりは黒字になっておりますけれども、一九七〇年度末の借入れ金の残高が百十四億圓ぐらゐる、そして一九七一年度におきましても六十三億圓ぐらゐる借入れ金を予定されておるといふふうに聞いております。したがって、そういう形でありまして、率直に申しまして、最近の琉球政府の財政状況といふものは非常に悪い、その運営は決して楽ではないといふことに考へられるわけでございます。

これらの問題をかかえておる現状でございますから、その財政を立て直すためにどういふふうな手段をまず尽くさなければならぬかという問題になつてまいりますと、琉球政府自体についても相当運営を改善してもらわなければならぬ問題点が少なくありませんけれども、それだけではやはり十分でないといふことに相なるだらうと思ひます。したがって、政府としても、これが對策といふものにつきまわしては、十分前向きといひますか、本腰を入れて対策を立てていかなければならぬといふことに相なるかと思ひますが、その際には、先ほどお話がございましたように、琉球政府のかかえておる、その行政の責任というものが、ほかの県と比較にならないほどの特殊なものをたくさん持つておるといふような現状は確かにあると思ひますから、政府としても特別な措置といふものを含めまして、この琉球政府の財政を立て直しといふものを一緒に進めてはかつていかなければならぬ、こういう状況下にあるといふことが言えると思ひます。

○國場委員 午後になります。時間が三十分で、オーバーしてゐるようでございますので、大臣が午後お出になりましたら、また引き続き質問したいと思ひます。

○菅委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 ただいま國場委員から御質問がありました。今回の交付税法の改正によりまして特別交付税として三十億を琉球政府に交付するといふ改正案になっております。端的にお伺いいたしますが、交付税のたてまえからいひまして、これは事務的に可能であるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

私も現在の琉球政府あるいは沖縄県の市町村の財政の窮乏状態につきまして、国が財政的に援助をする、過去二十五年の放任政策に對して、この際沖縄県民のために当然なすべき責務を果たすといふことにつきましては反対をしないわけでありまして、特別交付税といふものは普通交付税と一体になつておる性質のものだと思ひるのであります。特別交付税から特にこの際三十億をさくといふことについて事務的に可能なものかどうか

手数をまず尽くさなければならぬかという問題になつてまいりますと、琉球政府自体についても相当運営を改善してもらわなければならぬ問題点が少なくありませんけれども、それだけではやはり十分でないといふことに相なるだらうと思ひます。したがって、政府としても、これが對策といふものにつきまわしては、十分前向きといひますか、本腰を入れて対策を立てていかなければならぬといふことに相なるかと思ひますが、その際には、先ほどお話がございましたように、琉球政府のかかえておる、その行政の責任というものが、ほかの県と比較にならないほどの特殊なものをたくさん持つておるといふような現状は確かにあると思ひますから、政府としても特別な措置といふものを含めまして、この琉球政府の財政を立て直しといふものを一緒に進めてはかつていかなければならぬ、こういう状況下にあるといふことが言えると思ひます。

○國場委員 午後になります。時間が三十分で、オーバーしてゐるようでございますので、大臣が午後お出になりましたら、また引き続き質問したいと思ひます。

○菅委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 ただいま國場委員から御質問がありました。今回の交付税法の改正によりまして特別交付税として三十億を琉球政府に交付するといふ改正案になっております。端的にお伺いいたしますが、交付税のたてまえからいひまして、これは事務的に可能であるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

か、その点を伺いたいと思います。

○長野政府委員 事務的と申しますと、法律的に可能であるということかもしれないと思いますが、結局、交付税の交付の対象になりますものは、地方団体であることは当然のことです。地方団体以外のものに対して交付される余地はないわけでごさいます。法律的に申しました場合には、現在の沖縄におきまところの市町村あるいは琉球政府というものが交付税法の中にいう地方公共団体であるという問題になりますと、形式的、ごく一義的には当然には地方団体ではないと言わざるを得ないと思います。

しかしながら、現在の沖縄におけるところの琉球政府なり沖縄の市町村というものは、形式的には法律上当然地方団体でないというが、しかし、それが全く外国の地方団体と同じものかという点にたつてまいりますと、それはそうじやない。やはり日本国におけるところの地方団体であるということは、当然私も考えなければならぬ。いまそういう実態の中にある、特殊な状況下にある地方団体だということにも相なるのではなからうかと思ひます。特にまた六十三特別国会におきまして、いわゆる国政参加の特別措置が開かれてきたというふうなことになつてまいりました現状におけるところの沖縄の琉球政府なり市町村という点にたつてまいりますと、その点では全く違つたもの、地方団体以外のものというふうに考えることは、実態としての問題を含めて考えました場合には、やはり全く違つたものというわけにはいかないだらうというふうなことに考えられるわけでごさいます。それと同時に、復帰すれば当然琉球政府なり沖縄の市町村というものは地方公共団体として受け入れられる、適用があるということも当然のことでごさいます。これは何人も疑わないということになつておるわけでごさいます。

そういうことでございまして、実態がそういうところにある非常に特殊なものだということが言えるかと思ひますが、しかし、そのままで当然に適用があるということにはそれ

でもならない。そこで、今回のような法律的特別な措置をして、その交付税の一部、今回の場合は特別交付税の一部三十億円を限度として琉球政府に対して交付するという法律上の措置を考へるということがあることにも相なりますが、同時にまた、この交付税そのものは、地方団体の場合には本土の地方団体ということになると思ひますけれども、本土の地方団体の固有の共通の財源である、こういうことになつておるわけでごさいます。

そこで、これは一面では地方団体の固有な共通の財源を地方団体にかつて琉球政府なり市町村に一括して交付するという性質を持つてくるわけでごさいます。そういうことでございまして、その点では地方団体が個々に行なうものを地方団体にまつて行なうということになるという実質を持つておるわけでごさいます。そういうこともございまして、この点に關しましてこの措置をとるにつぎましては、関係の地方団体六団体を中心にいたしまして、六団体の考え方というものについてそれぞれ協議をしていきました末に、六団体としてもそういう措置については地方団体にまつてやつてもよろうということについて協力をしたいというふうな意思表示を得まして、そして、そういう実質の上に今回の法律制度というものを、法律的に可能な道を開きますために重ねていくという措置をせびとらしていただきたい、こういうことでごさいます。

交付税が当然に琉球政府なり沖縄の市町村に交付し得るということではございせんから、そういう意味で、法律的な措置を必要といたします。法律上の措置だけでは必ずしも適当でない。そこで、地方団体の全体の了解というか、同意というもののもとに、そういう実質を持つて措置をされなければならぬ、こういうことに私も思ひます。なるだらうと考えておるわけでごさいます。現にまた、そういうことで今回の措置をいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでごさいます。

したがしまして、特別交付税なのかというようなお話は、確かに一つの論点だと思ひます。したがしまして、この法案におきまして、「準じて」交付する、準じて措置をするというように法律的な表現にもなつておるわけでごさいます。昭和四十五年度に限り、自治大臣は、琉球政府に対し、地方交付税法第十五条の規定に準じて、同年度分の特別交付税の総額のうちから「交付する」というようなことでごさいます。これは、準ずるといふ言い方にはいろいろの意味があると思ひますけれども、十五条そのまゝぱつちりと適用しておるわけではない。そういうものに準じたものとして考へていく、つまり、そこでは、法律的には琉球政府も沖縄の市町村もこの交付税法にいう地方団体に準ずるものというように扱いをされておる。同時に、そういう十五条そのものにも準じた措置としての交付を行なう、こういうことになつて、この法律の規定によつて初めてその道が開かれる、こういうふうな私どもは理解をしておるのをごさいます。

○山本(弥)委員 ただいま関係六団体の御意見をお聞きになつたということにつきましては、かねて私も、交付税の法律改正にあたりましては、大蔵省との関係でいろいろの問題があるわけですが、その性質の問題等であるわけですが、本来地方公共団体の固有の財源であるという考え方に立てば、その配分については、法律によつて配分をするということになつておりますが、現実にある程度まで六団体の意見というものを、非公式ではないで正式に意見を聞くという方法が必要ではないかというのを二、三年前の委員会でも申し上げたことがあるという記憶があるのですが、今回の措置はまさに異例でありますので、また、長野さん自身異例だというふうにお考えになつておるので、六団体の意見を聞かれたということは、私は適切だと思ひます。

それにしてもなぜこういう交付税からさかなければならぬか、今回の国会にも国の一般会計の補正予算も出ておるわけでありまして、沖縄に対し

ましては援助費の名目のもとでいろいろな財政援助がなされておるわけでありまして。

話は変わりますが、私も沖縄に参りました際に、補助金というやつで、いわば何分の一という補助で、ひもつき援助であるので、包括的な援助ということが好ましいというのを屋良主席からも陳情を受けたわけでありまして。確かにその点も私は必要だらうと思ひます。したがつて、何らかのやつでそういう援助が必要であるということは、私も認めるのにやぶさかではないわけでありまして。しかし、相当の財源をもつて補正予算を組むということであれば、援助費の増額ということも可能ではないか。それをなぜ交付税のかつて操作しなければならぬのか。当然配分になります三税の伸びに伴う交付税が特別会計に入つてくるわけですが。またこれは、これも悪例でありまして、三年連続三百億という金を減額したわけでありまして。それも返してもらうという趨勢になつておるわけですが、そういう中で、沖縄の援助に対して三十億という金額に限定する必要はないので、必要があれば、私はさらに増額してもいいと思ひます。補正予算で当然一般会計の支弁で計上いたしまして、交付税というやつをとりたくても可能ではなかつたのか。これをどうしてこういふことをとつたか。

幸い來年度では貸し借りの関係は解消したようでありまして、何かこの交付税という問題に目を付けて、これだけ三百億も返すのだ、また三税の伸びに対して、これだけ三二%が地方公共団体に増額になるのだ、幾らかでもそれを減らすというふうな考え方が大蔵省との折衝の間に私はあるのではないか。おそらく法律的には私は決して適当な措置だとは思ひません。どうも政治的に決定されたような印象を受けるのであります。この点はあらためて大臣にもお聞きするわけでありまして、何かそういうふうな交付税の本来の性格がゆがめられるというふうな感じがするのでありまして、適当でないというふうな感じしております。

沖縄県の特典事情があるという事は、私も十分に承知して居るわけですが、長野さんの答弁の前段からいいますと、それなら普通交付税で出すことも可能であるというふうな議論になつてくるわけでありまして、特別交付税というのは、これは普通交付税で本来ならば全額府県、市町村に配分すべきである。いろいろ災害その他あるいは合理的な計算以外に必要になつてくる——実質的には公平にやろうと思つていても、何らかの要素によりまして不公平であるという要素を特別交付税で是正していくというのがたまたまであつて、それに多少余裕が出てきたということによつて、政治的に、その中から多少疑問があれば、法律でやればよい、関係団体の了解があれば可能であるというふうなことで、私はこういうやり方をとることは、今後の交付税の性格からいつてもゆがめられるのではない、かように考えるわけであります。

重ねて法律的といひますが、実際に交付税を事務的に取り扱ひになつておる事務当局、長野さんの御意見を承りたいと思ひます。

○長野政府委員 この問題は大きく分けて、ただいまのお話は二つあると思うのでございすが、沖縄に対する措置は国の一般会計からやるのが当然ではないかという一つの問題でございしますが、私はそれはそのとおりだろうと思ひます。

ただ、今回の措置といひますものは、地方団体が、個々の地方団体としても沖縄に対して、沖縄の琉球政府なり、市町村に対して、何らかの援助をしてあげたいということが一つの大きな要素に私はなつておるといふふうに理解をすべきだと思ひます。したがらいますと、それを個々の地方団体として行なうのを交付税の特別会計から地方団体にわたつて支出をするということでは、額が妥当かどうかという点についてはいろいろ議論があるわけでありまして、たとへば四十六年度におきまして、政府とし

ては財政投融資を含めまして五百億円を上回る復興対策予算を組んであります。したがつて、国としては相当大幅な予算を組み、国としてのことはそれで一応して行くという見込みをつけてやつておると私は思ひますが、府県、市町村の側におきまして、まあ全体的にそういう依頼を事実上受けているところもございしますけれども、府県、市町村の中で琉球政府なり沖縄の市町村行政施設水準の向上のための寄与をしてほしいという申し出等もあつて、やほりそういうことについて、このことを、こういう交付税のふえまうように実際に考えていくのも適当じゃないかという考え方が一つの根拠になつておる。

したがつて、一般会計が当然出すべきところを、それを肩がわりをさせられたんだというふうな御趣旨の考えとも受け取れますけれども、私どもは必ずしもそういうふうには考えていないのでございまして、国として行なつておる、その上にさらに地方団体の相互間のいわば仲間といひますか、お互いというところの間から、復興を記念して何らかの援助措置を講ずべきではないか、講じてあげるべきではないかというふうな観点からの問題が、今回の措置として実を結んだというふうには私は考えておるのでございします。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、交付税の総意といひますか、そういうものとして今回の措置の実質的な裏づけがある、こういうことに私どもは理解しておりますし、またそういうふうにお解願したいと思ひるのでございします。

○山本(弥)委員 そういたしますと、国としては、来年度は本年度の援助費もだいぶ増額になつておるわけでありまして、ある程度まで国としてなすべき援助はしてある。地方公共団体の府県あるいは市町村からの強い要望によつて、できるだけ何らかの方法で沖縄県に対して、あるいは沖縄県の市町村に対して援助をしたい。そういう要望に基づいて交付税の中から一括交付するんだ、こういうふうにくみ取れるわけですが、そういう要望があれば、当然配分すべきものは配分

して、そしてそういう要望があるいは府県あるいは市長会、町村会という、それぞれの団体によつて地方公共団体が沖縄県及び沖縄の市町村に對する、いわば復興に關連しての援助というか、こうで動いて援助すべきではないか、私はこう思ひますので、それを配分しない、多少不合理ではあるけれども、そういう要望があるから当然配分する中から先取りといひますか、そして法律改正して配分するといひますか、地方公共団体の善意からいひますと、当然そういう配分すべきものは法律に基づいて配分する、さらに援助は援助費として考慮するといひますか、好ましいんじゃないでしょうか。そういう要望のあることについては、私どもも先ほど申しましたように、当然それがあるべきだといふふうに考えておるわけでありまして。

さればといひて復興後はともかくも、復興をする以前に交付税法のたまたまをくずすといひことは、将来交付税の額について沖縄の復興後における大蔵省との折衝の關係からいひますと、私は何といひますか、交付税の性格からいひますと、今後ある程度まで妥協といひますか、これをせざるを得ないようなことになりはしないか、こういうことを懸念するわけでありまして。そういう要望にこたへるといふ方法からいひますと、きわめて適當を欠くといひ感じがいたします。その点どうお考へになりますか。

○長野政府委員 お話のように、個々の地方団体から沖縄に対してそれぞれ御援助申し上げるという方法ももちろんあると思ひます。そうすべきではないかといふお話を含めての質問であつたのでありますが、それにつきまして、またこういう方法をとる、これは実質的な裏づけの問題になつてございしますけれども、それを地方団体にわたつてこういう形で措置をしていくといふことができないかといふことになれば、これはやはり法律的には可能であるといふことに私ども結論を得たのでございします。

に、確かに交付税法にいうところの地方公共団体そのものでないことは確かでございますけれども、しかし、それは全く外国の地方公共団体というわけではもちろんない。すでにも復興を控へまして、当然にそれはわが国の府県、市町村といふことにそのまま受け入れられていく実態と実質を持つておる。そしてわが国のしかも地方団体の一つであるといふこともまた疑いのないところでございしますから、そういう面では法律的にこういう措置といふものが全く不可能だとは考えられないわけでありまして。そういう実質のある地方公共団体に對して、本土の地方公共団体の同意といふもの、実質的なささえを得まして交付していくといふことは、これは決して不可能でも何でもないと思ひますが、しかし、このことは法文にも明らかにしてありますように、四十五年度限りの特別な措置といふことで考えてまいりたいといふこととございまして、これが今後の問題と直ちに關連する、あるいは四十五年度から四十六年度引き続いて行なうといふようなことではもちろんございしません。四十五年度限りの措置として、その限りにおいて本土の地方公共団体も同意をいたしておるわけでありまして。それだけの特別な措置であるといふふうにお考えを願ひたいと思ひます。

○山本(弥)委員 交付税の配分は、普通交付税にいたしましては特例の配分をいたしまして、実際に詳細をきわめて、配分方法につきましては過去にいたしてもいろいろ意見が出ておるわけでありまして、まことに詳細にわたる、きわめてこまかい計算の基礎の上に立つて配分してゐると私は思ひます。そういう中から——私は、沖縄県の財政につきまして何らかの援助をしなればならぬといふことは、わかります、純然たる外国でない特殊の状態にあるといふこともよくわかります。わかりましたけれども、そういう中から、まことに詳細をきわめた配分方法をとつてゐる中から、三十億の根拠といふのも、おそらくこれはある程度まで根拠なくつかみで出さざるを得なかつたと思ひます。それをつかみで法律で直ちに額を出し

てくる、こういったやり方は、交付税のためえからいいにしても、現在交付税というものは、明らかに本土の府県、市町村というたてまえをとっておりまして、税の配分からいって、国税、地方税の配分は正というふうな考え方に立っており。したがって、配分も非常に詳細をきわめておる。そういうときに、つかみで法律改正して額をきめるといふことは、少しこれは私法的にもあるいは交付税のためえからいきましては妥当を欠くというふうな感じはいたします。

これはいづれ大臣にも御質問しますけれども、本来きわめて事務的に取り扱ってある交付税法が、何か感情的というか、政治的に動かされる。現在土地開発基金のごときも、私ども時代の要請にこたえるということについては、ある程度まで目的を果たしておると思うのでありますが、そういうふうな思いつきと言いますとおかしいですけれども、そういう問題で交付税の性格がだんだん変わってくる。今度のごときも、交付税のためえからいきまして、沖繩復帰後の交付税率等をどうするかという重大な問題が出てくると思うのです。そういうやさきに、特別交付税6%という相当の額になっておるわけですが、総体からいきまして、おそらく一十億をこえると思うのであります。そういう余裕があるからといって、簡単に法律改正をしてそういうやり方をとるといふことは、どうも私は賛成できないというふうな考えをしております。いづれ大臣おいでの際にまた御質問いたしたいと思ひます。非常に簡単にこういう改正をされた事務当局に對しては——私も沖繩に對する援助をしなればならぬということ自体については異議ありませんけれども、いわば国との関係においても、安易な法律改正をするということには賛成できないというふうな考えております。

それから、この機会にちよつと事務的に聞きたいと思ひますが、過疎対策に關連いたしまして、本年議員立法をいたしました際に、いろいろこれに關連した委員会の意見がついておる

わけでありまして、これに對してある程度まで國勢調査の結果があらわれないうちに四十六年度の予算配分については考へるということになつておるわけでありまして、これはどういふ段取りでお進みになりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○長野政府委員 いま手元にちよつと資料を持っておりますけれども、今度の國勢調査の結果で、ちよつと正確な数字は忘れましたが、千町村以上のものがいふゆる過疎対策で考へておりますところの過疎市町村に該當することに相なりまして、したがって、過疎関係の措置につきましては、これらの市町村は当然入るものとして予定をいたしまして起債その他の措置も準備をいたしておる状況でございます。

○山本(弥)委員 過疎債も相当増額を見ておるようでありまして、過疎地域につきましては、四十五年の國勢調査におきまして、流出の傾向といふものは多少緩和をしておるようでありますけれども、依然として続いておりますというふうな感じがするわけでありまして、相当特交でも余裕が出ておるわけでありまして、一応そういう意味を含めまして私も考へておたわけでありまして、過疎債の元利償還を基準財政需要額算入について五百七十を八百にすべきであるということも話し合ひをしておたわけでありまして、来年度はこの点はどうかいふにされますか。

なお、過疎地域の要件といたしまして、減少率一〇%をある程度まで緩和するということも國勢調査の結果配慮すべきであるということも話し合つておたわけでありまして、過疎地域の要件緩和の件あるいは過疎債の元利償還に對する基準財政需要額への算入率を高めるといふことについて、来年度はどうかいふに考へてまいりますか。

○長野政府委員 過疎債の元利償還に對する交付税算入の問題でございますが、この点につきましては、あの決議の趣旨を尊重いたしまして現在鋭意検討中でございます。この次の交付税法の改正、もういま立案中でございますが、この中で具

体化をしてまいりたいということで準備を進めております。ただ、その際に、やはり他のいろいろな制度があるものでございますから、それらの制度との関連といふものを考へながら進めてまいらなければならぬといふことでございまして、それらについての問題も現在相当整備をいたしておりますから、そういうものを含めまして、今度の交付税法の改正の中に加えてまいりたい、前向きで考へてまいりたいと措置を進めておるような状況でございます。

それから準備の問題につきましては、私どもは、いままでの準備では、実はそこまではまだ計算の中に入れておりません。と申しますのは、これは全体の方針がそうきまればまた前向きに考へなければならぬと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、今度の國勢調査によりまして、二百六十三市町村が新たに過疎地域となつてまいりまして、過疎地域の総数が千三百八十八市町村ありまして、全市町村の三二%近い割合に達するといふようなことであるので、私も私どもとしては一応そのくらのところを過疎の町村という適用があるものと考へまして、準備を進めておるという状況でございます。

○山本(弥)委員 その条件緩和の問題の前にちよつとお聞きしますが、本年の過疎債について、特交が相当ふえておるようでありまして、何らかの過疎地域に對する財政的な配慮をすべきではないか、かように私は考へておりますが、その点はいかがでございますか。

○長野政府委員 現在なお検討中でございますけれども、準備を進めております中には、いまお話のございましたような過疎地域に關するところの特別な財政需要にこたへますために、そういう算入はぜひいたしてまいりたい、かように考へております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、本年度におきまして特交その他で配慮をする、なお来年度については元利償還金を基準財政需要額に算入する率を高めるといふことも配慮するということでは

ございますね、そういうことでございますね。

○長野政府委員 本年度におきましては過疎関係の特別な財政需要をできるだけ充実にまいりたい。来年度におきましては、過疎債の元利償還につきまして、現在の算入率をできるだけ前進をさせるという形で進めてまいりたい、こう考へております。

○山本(弥)委員 一〇%の人口減少率について緩和をするといふお考えはありますか。特に東北その他の出かせぎ地帯に對しては、國勢調査の結果を見て配慮するといふようなことについて、自民党の皆さま方も話し合ひをしておたのですか、これらについて、多少ともお考へになるのか、全然無視されるのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○長野政府委員 役所の担当の区分についていろいろ申し上げるわけではございませんが、実は私どものほうで過疎法を直接担当しておりません。したがって、その関係の条件緩和につきましては、検討しているところでは検討しておると思ひますけれども、私どもがいろいろの措置について連絡をしておりました状況では、今度の國勢調査でふえるであろう予定のものを含めた措置を私どもが考へるということについての同意を得て、作業をいたしてある状況でございます。条件緩和につきましては、先ほど申し上げましたように、これだけ相当過疎市町村がふえてまいりましたので、もちろん検討の対象になるというふうなお話し合ひになつておることは私も承知しておりますから、検討されなきやらないと思ひますが、相当慎重にひとつ検討していただきたいと考へます。

○山本(弥)委員 今度自治省の予算の中に、集落の再編成に對する補助金が出るようになります。集落の再編成自体も私は容易ならぬ問題だと思ひます。そして、いまのような過疎対策——大臣も所信表明で過疎、過疎を取り上げておられますけれども、過密も大事ですけれども、過疎の定着ということはある程度まで考へておきません

と、過密の問題は解消しない。いつも行政はうしろ向きであつたばかりの行政、地方公共団体の都市計画なんか立てられない。いわゆる大都市周辺の市町村は、その日暮らしの行政しかできない。自治省で考えなくてはならない。財政の長期ビジョンのもとに地域団体をどうするかというのを言われなくても、ある程度まで人口の移動を食い止める、もう少しゆるやかな移動といふことに全力を注ぎまかせ、この問題はいつまでも解決つかない。したがって、対象市町村がふえなくても、いまのうちに措置の手を打つべきではないか、こういうことで十分お考えを願いたいと思つております。

なお、この過疎地域につきましては医療対策として、自治大臣の打ち出されたいわゆる僻地医療の医師養成という問題で、一校だったと思いますが、一校今度予算に計上された。ということは、抜本的な改正ではないにしても、今日の無医地区解消について将来大きな一翼をになうと思うのであります。これは学校法人を進めて、これに對して国が補助金を出すということになつておるようでありまして、これは財政局の所管かどうかわかりませんが、これは財政局の所管かどうか、府県が中心となつて設立するのですか。各県で学校法人の出資金というより金額を予算に計上してあるような動きがあるようでありまして、その学校法人の内容あるいは生徒募集の要項で、各県の要望に応じて僻地医療の医師として義務づけられるのかどうか。その辺おわかりでしたら、いずれまた御質問する機会はあるかと思ひますけれども、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○長野政府委員 医科大学の構想といつたしましては、県が共同設立をいたしますところの学校法人が経営するという構想で考えておるわけでございます。そして、それは全国の府県立と同じような実質を持つてございすけれども、それは学校法人にいたしましたので、形は私立の大学といふことに相なります。これは、一つには、いまの国立大学、公立大学といふことでございす。

一定の学校の管理なり学生の扱いなりといふものがまづつておりまして、ある意味でこのように特別の目的、僻地の医師を確保するといふような目的に、必ずしも沿ひたい面もあるといふ点もございすので、学校法人といふことで発足をしたい。

そういたしまして、その学校法人の入学定員は、大体一年百人といふことで考えております。したがつて、一府県二人ないし三人、これは府県の推薦を得まして、そして推薦を得た学生を入学させたいといふふうに考えておるわけでございます。

開校は四十七年の四月に開校したい。建設は四十六年度から四十八年度にかけて行ないますが、約七十五億円を一応の予定といつております。

入学資格とか修業年限等は、一般の医科大学とちろん同じでございすけれども、入学者は、先ほど申し上げましたとおり、都道府県知事の推薦にかかると考へる者から選考するといふようなことにしたいと思つております。

それから、入学金とか授業料、実験実習費その他在学中の修学に要する経費等につきましては、これは府県の負担によりまして学校法人が貸与するといふ形をとりたい。

そういうことによりまして、卒業後一定の期間僻地に勤務するといふ約束のもとに、そういう措置をしてまいりたい。また一定の期間以上僻地に勤務をしてくれまさらば、その場合には、そういう貸与から生じた債務は免除していくといふような形をとりたいと考へておるのでございす。

これに對しまして、本年度は二億円でございますが、三年度にわたつて十億から助成をするといふような形になつておりまして、現在一校でございますけれども、来年の四月の入学といふことになりまふので、その準備にすでにかかつておるといふような形でございます。

負担にかかわるものについての措置を、まず府県が法人に加入することに賛成をしてもらいますことと、そういう条件における府県の出資分の措置をなるべく早くしてほしいといふようなことを知事会を通じて、知事会の中にそういう準備のための機構が設けられておりますが、そういうもので現在進めておるといふ状況でございます。

○山本（一）委員 私は、今日の医師の確保といふことからいへば、そういう方以外にないやうな感じがいたします。

そこで、府県の負担分といふのはどのくらいになりますか。

○長野政府委員 いま申し上げましたように、建設費でいいますと、十億が国でございますから、府県があと六十五億を負担する、こういうふうになります。

それから、いまの学生に対する貸与の関係といふものは、府県が二人ないし三人推薦をして、それを選考して入学させるわけでございますが、その学生に対する貸与関係のものは、法人に府県が貸与する、こういう関係の経費が出ていくといふことに相なります。

○菅委員長 和田一郎君。

○和田（一）委員 前のお二人の先生方と重複いたしますけれども、違つた角度でまた申し上げさせていただきます。

まず土地開発基金のことについてでございますが、土地開発基金を設けておる団体は、今回は都道府県と大都市といふことですけれども、一体どこどこか、それをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○長野政府委員 都道府県につきましては、東京都と神奈川県を除いては、全部の府県が土地開発基金を設けております。それから市町村につきましては、土地開発基金を交付税の上で需要に算定をいたしまして、市町村全部にございませんで、その団体が千四百三十九団体でございます。

が、それが昨年の十月一日現在の調査によりますと八百六十六団体、千四百三十九団体のうち八百六十六市町村が土地開発基金を設けておりまして、さらにそれが二百団体近いものが本年度中に設けるといふような報告を受けております。

○和田（一）委員 東京都と神奈川県は設けてなくて、あとは設けておる、これは間違いないですか。

○長野政府委員 間違ひございません。

○和田（一）委員 ほんとですか、それ。ほんとにいいですかそれで。間違ひないといふはつきりおつたのだけれども、間違ひがないとしますならばいいですけれども、間違ひがあると……。

○長野政府委員 設けておりませんのは、先ほど申し上げましたとおり、東京都と神奈川県といふことでございす。

○和田（一）委員 大都市はどうでしょう。

○長野政府委員 ちょっと大都市だけの資料を持っておりませんが、大都市も全部設けておると思つております。

○和田（一）委員 實際に交付金として来た場合に、それは地方団体が開発基金に繰り入れて使用しているかどうか、これは問題なものですけれども、これはどうでしょう。

○長野政府委員 これは基金の運用状況になりますと、いろいろ運用の方法をとつておるようでございます。用地購入を基金によつて直接いたしておるものほかに、土地の取得についての特別会計を設けて、それに基金から貸し付けまして、そうして運用しているもの、それから開発公社などがございすから、それに基金から貸し付けまして運用しておるもの、それから府県の場合でございます。さらに市町村の振興基金とか、そういうものに入しまして、市町村の土地取得のために充ててやつておるもの、それから基金から金融機関に預託をいたしまして、そうしてその見返りをもつて土地取得に充てておるといふようなもの、いろいろの態様による運用はいたしておりますが、いま申し上げましたように、多くの

団体はその根元になる開発基金は設けておりま
す。

○和田(一)委員 いま詳しくお聞かせ願ったので
すけれども、そうすると、根元になる土地開発基
金というものは持つておる、間違いないですか
ね、これ。

○長野政府委員 私どもの昨年の十月一日現在の
調べによりまして、府県は、設置団体は四十四
でございます。これは先ほど申し上げましたよう
に、二つだけ欠けております。それは東京と神奈
川でございます。それから市町村は、同じく昨年
十月一日現在で八百六十六の市町村が設置をして
おりますが、その中に大都市も全部設置をしてお
ります。大都市が六ございまして、その他の市
町村が八百六十、これだけが設置をしておりまし
て、合計、府県、市町村合わせまして昨年十月一
日現在で九百十の団体が設置をしておる。そうし
て同じ現在でこの積み立て額が千四百五十五億、
こういうことであります。

○和田(一)委員 あなたがお読みになったその書
類、こちらにもくれませんか。

○長野政府委員 差し上げます。

○和田(一)委員 委員会の方に全部配つてくださ
い。

その土地開発基金の実態なのですけれども、実
はいま財政局長がおっしゃったような、その根元
になる基金を設けてないところが相当にあるので
すよ、私、ちよつとつかんでるんですけれども
も。確かに開発公社というのは各県でどこでもあ
ると思います。それがどういふふうに使われてい
るかという問題、その交付税として受け入れた団
体が、その点がちよつとあいまいに私思うので
す。大まかな数字はこれから出していただけると
しよけれども、この実態を自治省としてつかん
でいらつしやるかどうかということは、ちよつと
疑問だと思ふのです。その点どうでしょう。

○横手説明員 土地開発基金の運用状況につきま
しては、昨年の十月一日現在で全県並に交付税
の算入対象団体、こうしたものについては調査を

行なつております。その調査の結果を取りまとめ
ましたところを先ほど局長から御説明いただいた
わけでございますが、千四百三十九の市町村のう
ち、算入対象にはいたしましたが、実は基金を積
み立てた団体は八百六十六団体ということでござ
いますので、交付税の算入対象には加えておりま
すが、そうした市町村の中に基金を積み立ててい
ない、こういう団体もあるわけでございます。

これはいろいろ経緯がございまして、経緯とい
いますよりも、法的にもいろいろ問題があるとい
うことはかねて御指摘もございまして、基金費を
算入したから同額を必ず積み立てるというような
指導は行なつていないわけでございます。そうし
た結果、お話を、交付税の算入対象団体が全団体
基金を設置するというような結果になつていない
わけでございます。

○和田(一)委員 その点もう少し詳しく去年の十
月にお調べになつたものの資料をひとつ出してい
ただきたいと思ひます。これだけでいいですか。

○横手説明員 昨年十月一日で調べましたのは、
ただいまの表にありますが、項目だけについて
調べたわけでございます。これにつきましまして
は、午後の委員会が始まる際には必ずお手元にお
配りいたしたい、かように思つております。

○和田(一)委員 三百二十七億ですね、今回の土
地開発基金は、これは四十五年度は当初は何も見
込んでなくて補正で三百二十七億になつてゐるの
ですけれども、これは四十六年度にするつもり
だつたのが、今回こういう交付税のお金が残つた
から交付したのか、そういう点をちよつと聞きた
いのですが、いつもこれは当初で見込まないの
ですか。

○長野政府委員 実は四十四年度の場合にも、補
正を行なひまして交付税が増額になりました。そ
の際にも給与改定の原資に充てましたもののほか
に、交付税を繰り越すか、土地開発基金等の用に
充てるかという問題があつたわけございま
す。四十四年度の場合にも、その際に府県に対
しましては、土地開発基金費として算定して交付

したほうがいいということで、算定交付をいたし
たわけでございます。

それは実質的には年度のいまごろになつて交付
するわけでございますから、結局それが働きます
のは、一年年度を越えてから有効に作用するとい
うことになるわけでございますから、実質的には
四十四年度の場合も四十五年度に交付すべきもの
を先に繰り上げて交付したというような効果を
持つてゐるわけでございます。そういう意味で四
十五年度の当初には府県には開発基金費を算入し
たしてありません。

今回の場合も、四十五年度の補正予算の際でこ
ざいまして、四十四年度に行なひました措置と同
じような需要の状態はあるわけでございます。し
たが、いま、府県に土地開発基金費として交付
する、これも一種の、繰り上げて交付するといふ
効果を持つことに相なると思ひます。この際は府
県だけでなくて、五大都市といひますか、指定都
市に對しては、そういう需要がもつと強いわ
けでございますから、そういう交付し得る見込み
が立ちましたので、都道府県と指定都市に繰り上
げて実施させ、繰り上げて交付するような形をと
りたい、こういうことでございまして。

したが、いま、四十六年度におきましては、
その他の市町村に對しては当然土地開発基金費
の算入をしてまいりたい、こういうことでござい
ます。

○和田(一)委員 これは今回は標準団体として百
七十万の人口に對して八億ですか、そのために大
体一人四百七十円という算定の基準でつけられ
ども、これはちよつと見ましたところ、何かつかみ
金をパッパッと配るような、そういうふうな感
じるのですけれども、いわゆる土地のお金に對し
てこれがどういふような効力をあらわすか問題な
んでつけられども、その点についてどういふふう
に考えていらつしやいますか。今回は府県と六大都
市だけということで、いわば過疎、過密、特に過
密問題ですね。土地の問題はそういうところにと
ういふふうな効果をあらわすかという問題です

ね。

○長野政府委員 土地開発基金は、御説明申し上
げておりますように、公共用地の先行取得のため
に大いに役立っておりますわけでございますが、なぜ
標準団体が八億というのを考へてゐるのだとい
うお話でございまして。昨年は標準団体は大体七
億ぐらいで考へたわけでございます。その前に、
当初には五億ぐらい入れてございまして、最初の予
定と申しますか、大体の腹づもりというものは土
地開発基金として二十億程度のものを標準団体で
用意することが、いろいろ土地取得の需要から
見て適当ではないかというようなことで、一応の
もくろみといひますか、見当をつけて出発した
わけでございます。そういう意味で五億、七億、
八億といふことでもまいりますと、おおむねその額
のところまでいま実現ができてゐるという形になつて
まいつたわけでございます。

それは何か理屈があるかということになります
と、大体従来の土地の先行取得等についての標準
団体での需要、これは場所によりまして、地価の
問題でございまして、いろいろ条件は違ひます
けれども、大体先行取得としては少なくともその
程度は必要ではないかというような計算の上に一
応立ちまして、そういう計画で実行をさしてい
たしまして、今回八億といふことまで算入をい
たしたい、こういうことでございまして。

○和田(一)委員 ちよつとすれ違つたような感じ
なのですけれども、実は全国的に見まして、も
らつたところは一生懸命に土地の先行取得をや
る、これはきまつてゐます。その面においては非
常に効果をあげるでしよけれども、いま一番問
題になつてゐるのは、人口急増市町村です。特に
六大都市等よりも、そのまわりの市町村のそれぞ
れは、公共用地の取得にきゆうきゆうとしてゐる
わけですね。だから、確かに四十五年度の当初で
なかつたから繰り上げといふようなことは考へら
れるけれども、今回は都道府県とそれから大都市
に限つたという、逆にそういう人口急増の市町村
にウエートを置くべきではないかと思ふのですけ

れども、その辺のお考え方はどうなのでしょうか。

○長野政府委員 御指摘の点は、確かにそのとおりにも思っておりますから、来年の交付税改正の際に、この府県、指定都市以外の市町村——市町村というのは、いま御指摘なさいますたが、人口急増市町村等を中心にいまして土地開発基金費を算入したい、こう考えております。

○和田(一)委員 ということは、いままで算定基準に県の分とそれから市町村の分とありましたが、それ以外に特に人口急増のところに算定基準を加える、こういう意味ですか。

○横手説明員 従来から市町村につきましても、当初は三年程度、場合によっては必要に応じて五年程度にせざるを得まいという感じはいたしておりますが、当面その年度限りの措置として行なっております。来年度も人口急増市町村を中心に算入の措置を講じてまいりたいというふうに考えております。なお急増市町村につきましては、特に人口急増の状況等を考えまして、従来その状況を土地開発基金費の算入額にあらわれるように補正の措置、そういうものを考えてまいっております。これは四十年度の国調人口をとっておりますが、明年度は四十五年国調人口をつかみまして算入する、こういうようなことをうにしたいと思っております。

○和田(一)委員 それはまたそのときに議論してもらいたいこととして、土地対策は当然これは交付税だけではできないことは明らかでございますけれども、現状ではどのような状態か、起債等はあると思いますが、この点について税制当局ではどう考えていますか。

○長野政府委員 土地対策という広い観点のお話はなかなかむずかしいことでございますが、地方団体といまして、公共用地のために必要な土地取得というような点を中心にして考えますと、先ほど申しましたように、先行取得を含めまし

て、最近では約三万ヘクタールに近い用地の確保が必要だということになっております。そういうことに関連をいたしまして、交付税における土地開発基金費、それから起債におきましては先行取得債、義務教育施設整備関係におきましては用地の取得債、それから四十五年度からは水田買い上げのためのワク外債、それらのものを用意いたしまして、四十六年度はさらにその面を拡充いたしまして、用地取得に必要となる資金をなるべく確保してまいりたい、こういうことで考えておるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、大体は三万ヘクタール程度のものを確保するための用意をいたしていく必要がある、こう考えております。

○和田(一)委員 この際聞いておきたいのですけれども、きのう千葉県の桐友学園の精神薄弱児童の収容施設が焼けたとね。実にかわいそうに五人か六人の子供たちが死にました。とにかく活動が不活発な子供ですから、避難のほうもたいへんだったというふうなことも聞いております。報道ではそうなっております。そういういわゆる福祉施設、ほんとうに市町村立といいますが、公立が少ないことはもうはっきりしているのです。この所管庁というのは厚生省かも知れませんが、しかし、そういう面で一番責任を痛感するのは、各地方団体じゃないかと思うのです。しかも、そういうかわいそうな子供たち、これは成人になつてからもたいへんですけれども、そういうところの収容所の数はことに少ないし、収容されているところの人数の率といふものも非常に少ないわけで、またそういう施設に対しても今後改善しなければならぬ大きな問題が各地方自治体に対して出てくると思うのです。

それに対して自治省としての対策はどうでしょうね。いままでは、各自治団体の予算書を見ましても、実にスズメの涙なんです。さらに何か厚生省のほうでも予算は半分は切られたというふうなことが出ておりましたが、それは厚生省の段階としての考えですが、自治省としてはどういうふう

にお考えでしょう、お聞きしたい。

○長野政府委員 社会福祉施設の整備という問題でございますが、私も、社会福祉関係の施設整備といふものは非常に立ちあがっているというところについては、同じような考え方を持っておりますが、現在厚生省におきまして社会福祉施設整備五年計画というふうなものの検討中でございまして、昨年からいろいろ両省間においても議論をいたしてまいりました。だんだんとそういうものが固まっております。その緊急整備五年計画の方向に沿いまして、自治省としても財源措置その他の問題についてはぜひ御協力をしたいというふうに考えております。

○和田(一)委員 この問題につきましては、これからいろいろ機会ごとに議論をさせてもらいたいと思っております。

あと一つ、沖縄の問題ですが、いろいろいままでの両先生の議論を聞いておまして、交付税から三十億を出すという、いわゆる自治省の案がきまつた過程をちよつと説明してもらいたいのです。どういふところからそういう話が持ち上がったか、どういふふうになつてこまできたかという事です。それとも全く財政当局のお考えから発想したものなのか、根源をひとつお聞きしたい。

○長野政府委員 この根源と申しますか、そういうことになりましたと、ずいぶんさかのぼって相当前から議論がございまして。

その点の一つは、政府の沖縄に対する援助費といふものがおおむねひもつきの援助になつておるわけでございます。そこで、琉球政府なり沖縄の市町村におきましては、それを受けとめるだけの一般財源に非常に乏しいというところから、一般財源についての措置をぜひしてくれというところが、琉球政府なり沖縄の市町村で強い要望として、これは非常に昔にさかのぼることになります。が、強いいわれれておりました。そしてその間に本土における交付税のような措置を考えなければいけないということで、沖縄の中で琉球政府と市町

村との関係においてある程度交付税的な措置がとられております。それも本土の交付税をやや見習つたような形でありまして、そういうこととがとられたが、なおそれでも不十分であるというふうなことで、日本本土の方式といふものの結びつきをかねて強く要望されておりました。そういう関係の中から財政援助費といふものをめぐりまして一般財源を補てんするということが必要だといふ考え方、そしてその考え方の中にはやはり交付税方式といふものを取り入れるべきだといふような考え方、これがだんだん強くなつてまいりました。最近において、特に本土における交付税といふものをひとつ早くもらいたいたいという御意見といふものがますます強くなつておるようでございまして、そういう関係の中で、また市長会等を中心にして、沖縄の市町村からの援助要請も具体的に、直接的にあるわけであります。

そういうことがいろいろ重なり合つておりました。もちろん国内におきましてもいろいろ関係のところ、総理府でありますとかそういうところでも、本土方式といふものを何とか実現をいたしたいというふうな形の中で、地方のレベルのものは地方でも何とか援助できるといふ方法も考えられぬだろうか。これは多年の懸案として私どももそういう強い要請を受けておりましたけれども、長い間研究をしてなかなか結論に達しなかつたのでございまして、それが結局いろいろ状況の中で、地方団体の間でも、そういう要請を、直接的に沖縄の申し入れなどを受け関係もありまして、やはりこの際復帰を目前に控えて、本土の地方団体も財政が案というわけではないけれども、格差のあるところのいろいろなお話を聞いてみると、われわれとしても沖縄の市町村に対して応分の負担をすべきではないかというふうなことが、主として市のほうの関係を中心にして起こつたと私どもは記憶しております。そういうこともございまして、いろいろ前から懸案といふものがそういう中でだんだんと実を

午後三時五十七分開議

○管委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。國場幸昌君。

○國場委員 午前中の委員会におきまして、おもに財政局長の御見解をお聞きしたわけでございますが、大臣に御出席いただいているので、あらためて質問させていただきます。二、三質問の重複することをお断わり申し上げます。交付税に關連して沖繩關係の問題に焦点をしぼり質問をすることをお許し願います。

特別交付税の増額分六十五億円のうち、琉球政府に対して交付されることになった三十億円の内容についてでございます。午前中に財政局長の御見解を承りまして、自治省のお考えというものを大體理解したわけでございますが、その意のある

ただし、その支出方法について、交付税という本土の地方公共団体の固有の財源から、税金を納めていない沖縄へ出すのはおかしいではないかという思いがあります。

○秋田国務大臣　今回の沖繩に対する措置は、国の使途についても自治省としては特に限定してゐるのではないという御説明もいただきましたが、ここであらためて自治大臣よりお考えを伺つておきたいと思ひます。

地方公共団体においても、復帰後は当該地方公共団体の一員となられるわけである琉球政府及び沖縄の市町村に対し、復帰を記念して何らかの援助措置を講ずべきであると考えまして、種々検討を重ねました結果、今回の補正予算により特別交付

税が増加した機会に、その一部を地方公共団体の総意として沖縄に交付することとしたものでございます。

今回の措置は、このような趣旨に基づくものでありまして、三十億円の配分は、琉球政府分と市町村分とおおむね半額ずつと予定いたしておるわけです。

けてございます。なお、市町村分の市町村ごとの配分につきましては、なお今後、沖縄・北方対策庁とも十分相談をしてみたいと思っております。もちろん沖縄に今回交付します特別交付税は、一般財源として交付するものでありまして、特定の事業の財源としてひもつきで配分するものではないのであります。なお、さきに財政局長から御説明のありましたとおり、沖縄の行政水準の向上をはかることの目的でありますので、そのような趣旨において建設的な自主財源として有効に使用されることを、自治省としては希望するものでございます。

○國場委員 沖縄の立場からすると、今回の特別交付金三十億円は、前にも申し上げましたように、その形式はどうであれ、関係各位のお情けに對し深く感謝するものであります。どうもこのように、たてまえからいっておかしいと言われるようでは、かえって心苦しい気持ちになるのであります。そこで、少なくとも来年度からは——来年度も何らかの形で御援助をいただけることを前提として、もっとすっきりした形で、法制上も理屈の通った形でお願ひできないものかという考えてございます。

また、沖縄の財政事情は本土の一般地方自治体と比べますと極端に悪いということは、財政局長のお答えの中にもあったように、自治省としても十分に御認識いただいております。ところが、今回の三十億の算定基準はどんなものであったのか、また来年度はどのような形で、どのような算定基準で考えたいのか、この辺の問題に關して自治大臣の御見解なり御意見を伺ひたいと思ひます。

○秋田國務大臣 私どもは、すつきりしてあると考へております。特別交付税の処置、配分におきまして、琉球政府及び琉球の市町村、これを都道府県及び市町村並みに考へまして、三十億円というものを考へてまいつたわけでござりますが、来年度はまた来年度で考へることにはいたしたいと思ひます。とにかく、この際の処置として三十億円

を特別交付税の中で処置をする、沖縄の分として処置をするという処置を講じたわけであります。國政参加の場合にも沖縄選出の議員をこうして——國場さんもお一人でござりますが、國會議員としてお迎えをしておるといふ措置にも準じまして考へられた措置でございまして、私どもはすつきりしてあると思ひます。どうぞその点については心おきなく受け取つていただきたいと思います。御心配はない。決して違法な措置を、うしろめたい考へ方を出してはおりませんので、安心してひとつ情けの厚い内地の本土政府及び自治省の措置を、また国会の措置を、そのまますなにお受け取つていただきと思ひます。

なお、これが算定の基礎等につきましては、事務当局から御説明申し上げます。

○長野政府委員 午前中にも申し上げましたが、沖縄の琉球政府の中の府県の機能をいたしてあります部分、それから市町村の行政の内容、こういうものはいま直ちに本土の府県なり市町村とすく比較がなかなかできかねる状況でございす。そういうことでございすから、正確にその内容から比較をするというわけにはまいらないといひます。そういう意味での制約がたいへんございす。しかし、人口でございすとか、それから府県機能と考へられますものの財政規模でありますとか、市町村の責任分野になつておりますものあるいはその財政規模というやうなもので考へます場合には、大体こういう算定を考へますと約二十億、見方によりましては二十億を少しこえるという見方もできましようし、見方によれば二十億一ぱいぐらゐという見方もできるやうでございす。そういうことでございすけれども、ただ、従来までの長い間の御苦労ということと同時に、本土の地方団体といたしまして、これをやがて間もなく迎へ入れるというやうな気持ちを含めまして考へました場合に、一応三十億円を限度にしてというところで、沖縄の実情に少しもおこたえたいというやうなものがそこに加算をされておられます。そういう意味で三十億円を限度とし

てということになつておるわけでございまして、どこがどうだからこうだという正確な比較あるいは特別な財政需要というものをそれ自身に即してすつきり算定できかねる状況にありますので、いま申し上げましたやうな考へ方を基礎にしながら三十億円を限度としてという結論を求めた次第でございす。

○國場委員 よくわかりました。感謝して、県民にもこの御芳情に對してよろしく伝えておきます。

次に、沖縄復帰に伴う財政需要の増加に對してどのように対処するかというところでございす。来年早々には沖縄復帰が実現するのであります。が、沖縄県として地方自治体の仲間入りをいたしますと、必然的に沖縄の財政需要だけ全体の財政需要が増加することになります。これに對処するために交付税率を引き上げることが考へられますが、そのやうな考へはないかどうか。それとも別途、沖縄に對しては特別な財政援助措置を講ずることになるのか。その方針なり御所見を承りたいと思ひます。また復帰以前でも、来年度から実施する考へはないかどうか、お伺ひしたいわけでございす。

○秋田國務大臣 沖縄の財政事情、現状を考へ、また将来を予想いたしますと、相當の財政需要が予想されるのであります。これに對しては収支状況を實質相當考へなければならぬものが多分にあると存じます。そこで、交付税措置において税率等をどう考へるかという問題でございすが、今後の沖縄の財政需要を考へ、また本土の地方公共団体の財政需要と交付税率の内容とを検討いたしまして、今後ひとつ慎重な調査の上に具体的な案を立ててみたいと思つておられますが、いまだどうするやうなやうな具体的な案を得ておるわけではございせん。したがつて、復帰前においても来年度どうするかというお尋ねでございすが、従来の方式以外に特別な措置をいふという点については格別考へておりませんが、国の財政措置を十分厚く

して沖縄の財政需要に應じたい、従来の方式を来年度も一応踏襲する考へ方に立つております。

○國場委員 御承知のとおり、沖縄は施政権分離という特殊な情勢下にあるところから、本土の他府県とは著しく異なつた行政機能を保有しております。たとえば、本来の地方自治体としての県事務のほか、國家的事務も負わされておるといふ変則的な面があると同時に、離島の集落、経済的、行政的な基地の影響などで代表される、本土では類例を見ない多様性を負わされておるのであります。そこで、復帰を前提として、これらの特殊事情を考へた場合、当然沖縄の県財政に對する施策として特別措置を講じていかねればならぬものと考へるわけでございす。この場合、沖縄の県財政の規模及び財政構造の実態が把握されていないと、どの程度の國庫負担等の特別措置を講じてよいのかからないものと思はれます。

そこで、質問の第一点といたしましては、自治省として、これらの問題に對する調査を進めてこられたと思ひますので、その調査の結果と、今後の施策としてどのように対処したいだけのか、お伺ひいたします。もし沖縄の県財政も本土並みとするものとするれば、その財政規模及び財政構造などはどのように把握され、どのような手当てを実施していくことが適當と考へておられるのか、自治省の見解をお願ひいたします。話は重複するかもしれませんが、さつきのお答えに重複する点は省いてよろしうございすので、御見解をお願ひいたします。

○秋田國務大臣 昨年の十月の沖縄の財政事情調査の結果によりますれば、琉球政府の一九七〇年度の歳出決算規模は五百七十億円であります。うち、沖縄県相當の歳出推計額は三百七十一億円となつておるやうでございす。最近における琉球政府の財政は、人件費等の事務的経費の増加や本土との格差是正のための投資的経費の増大が著しく、歳出規模が大體化する一方、歳入面では御承知のとおり米國政府の援助の削減があり、また税制改正の影響もありまして、

租税収入が伸び悩んでいるために、一般財源が不足するという状況が続いております。

このようにことから、琉球政府の財政運営は、収入不足を補うための借り入れ金に依存をいたしまして、債務負担行為も累積している状況であります。ちなみに沖縄政府の形式的な収支は黒字であります。一九七〇年度末の借り入れ金残高が百十四億円あります。一九七一年度にも六十三億円の借り入れを予定しているようにございます。

以上のような状況でございますから、率直に申せば、最近の琉球政府の財政状況は悪く、その運営はかなり苦しいものと思われらるるでございます。このように苦しい琉球政府の財政を立て直すためには、もちろん琉球政府自体の努力も必要でございますが、本土政府といたしまして、十分前向きに検討いたしまして、事情により適当な対策を講ずることにはいたしたいと考えております。

○國場委員 沖縄問題に対しては、今日まで総理府が窓口となってきたのであります。復帰の時点も余すところ一年有余に迫り、地方自治体としての沖縄県となるのでありますから、自治省として、これに備えてどのような取り組み方をしているのかお伺いすると同時に、これまでのように沖縄問題は総理府にまかせた状態から抜け出すべきであるかと思っておりますが、いかがでございますか。われわれとしては、すでに現時点以前から前向きかつ積極的な姿勢をお持ちのことと確信いたしておりますが、自治大臣として、基本的などのような見解であられますか、お伺いしたいと思います。

○秋田國務大臣 沖縄の本土復帰も間近でございます。これに対するいろいろの準備を自治省といたしまして真剣に講じておるところでございます。スムーズに本土移管がきますように、まず事前の調査、これはもう大体いたしてございます。そこで、これに対する準備対策あるいは復帰後も暫定措置を講ずべきものの必要なものもございまして、そういうものに対処する道につきま

して、総理府のほうで体制上取り扱うことにはなっておりますけれども、実質的には沖縄が帰れば、沖縄県、その市町村として本土の都道府県及び市町村と同格になるわけでございまして、自治省としては、自分の仕事といたしまして、真剣にこれが調査及び対策につきまして取り組んで、総理府と連絡をとり、実質的には自治省が直接に当たつておると同じようなことになっておると考えております。御承知のとおり、各省に先がけまして、自治省といたしましては、昭和四十三年の九月、沖縄連絡室を設けまして、専門調査官をして連絡事務の遺漏なきを期しておるわけであります。さらに省内に四十四年の十二月に沖縄復帰対策委員会を設けまして、各課からそれぞれ専門の係を出しまして、沖縄の本土復帰に対し、沖縄県及び市町村の受け入れに連関のないよう準備を進めており、いよいよ間近に復帰が迫りまして、官制上は総理府の沖縄・北方対策庁が当たりまされども、実質的には自治省が当たるという気持ちで対処しておるところでございます。

○國場委員 いまの問題は、対策庁と総理府、自治省、三者相提携し合つていくことに承つておりますが、そのとおりでございませうか。

○秋田國務大臣 もちろん各省連絡をとりながら、その中心となつて自治省が進んでまいっております。

○國場委員 基本的に、これは自治問題のみならず、あらゆる問題をこれから解決しなければいけないことになるわけでございしますが、関係の沖縄問題に対しての基本的な――今後復帰するにつれてどの方向でどういうぐあいにしていくという、これは抜本的対策をもつて、二十五カ年のひずみ、格差是正、こういうようなことが考えられるわけでございしますが、その点に對しましてはまだ閣僚会議において打ち合わせはされておらないわけでございますか。

○秋田國務大臣 本土に復帰されるにつけては、自治省の計画等につきましては、昨年打ち合わせをいたしましたところでございます。しこうして、自治省といたしましては、地方自治、行財政に関する限り、ただいま申し上げましたとおり、各省との関係がございまして、もちろん連絡をしながら、その中心的存在となつて、総理府のもとに共同歩調で当たつておるわけでございますが、私といたしましては、何と申しまして、沖縄県とし、また市町村として、本土の都道府県及び市町村と同じ列に入つていただくものでございまして、十分ひとつ今後沖縄の復興等に遺漏のないよう、ことに二十五年間アメリカ政府の施政下にありまして御苦労されました沖縄県民、沖縄市町村住民のお気持ちを十分くみ取りまして、本土と同じ待遇措置をいたすのであります。そこにやはりあたたかい配慮がなければならぬと思ひます。暫定措置等も、したがって必要にならうと思ひますが、深く沖縄県民及び市町村住民のお心を心としてくみ取りながら処置をいたしたいという気持ちで対処をいたしてある次第でございます。

○國場委員 次に、税制問題についてお尋ねしたいと思ひます。

沖縄が、県政移行を控えて直面する最も重要な法制上の問題として、税制移行の問題があることは論を待たないわけでございします。沖縄には、現在、政府税と市町村税とがあり、復帰を迎えること、当然国税、県税、市町村税と区分されることになるのであります。そこで、復帰後の沖縄の国税、県税、市町村税の実態がどのようになるのか明確になりませんと、地方自治体としての財政規模なり財政構造が明確に出てこないと思ひます。また、沖縄に對してどの程度の地方交付税を交付するか。これはさつきも御説明があつたことでございしますが、大体の数字はわかつておりますので、その点に對しても、まだつけ加える点がありまして、よろしくお願ひいたします。

そこで、このように重大かつ急を要する沖縄の税制度移行の問題に對して、どのように調査され、どのように対処するめがあるかどうか、自治省の明確なる御見解を承りたいと思ひわけでございます。

そこで、一つつけ加えておきますが、さつきもお話にありましたとおり、沖縄の県政移行になりますと、今後復帰しますと、五千万ドルという資金運用部資金の資金を借りまして、それだけが赤字になつておるわけでございします。これは、アメリカの援助も打ち切られ、社会一般に公共投資、いろいろなかういふものがございまして、それから、御承知のとおり、日本からの財政援助というのは、貸与費の二〇％を加味しないような援助のあり方でございます。それに対する貸与費としての援助がふえればふえるにつれて、その自己負担という二〇％の貸与費がふえたわけでございします。それに対応するところの貸与費の赤字でございます。幸いにしまして、来年度予算からは、大体財投に對して、あるいはまた国税事務に對しては、そのおはかりをしてめんどうを見ていただくを考へるわけでございしますが、こいういふことを考へるわけでございしますが、今日まで、援助に對する、いわゆる貸与するものの起債そのものが、さつきも申し上げましたとおり約五千万ドルの赤字をかかえておるわけでございします。この五千万ドルという赤字が、復帰するときにいかなる方法で処理されるか。県の赤字として、これをまた復帰した後に県が背負わなければならないのか。こいういふような問題も、もし計画がございしたら、また今後、その点に對してのお考えがございましたら、政府の考へ方をお尋ねするわけでございします。

○秋田國務大臣 沖縄の税制と本土の税制との間には、いろいろ制度上相当の差異がございします。復帰に際しまして、なだらかにこの点の引き継ぎができるようないろいろの対策措置を琉球政府にお願ひをいたしておるところでございます。この問題はなかなか複雑な面があるようでございしますが、政府内部においてもいろいろ具体的に検討をいたしておりますので、ひとつその点につきましては、よくお待ちを願ひたいと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、実質上いろいろの借り入れ金、赤字のあることは承知をいたして

ありまして、これに對しまして前向きにこれが措置について一般的に検討したいというところは先ほどお答えをいたしたところでありますが、御指摘の五千ワドル分、この点につきましては、米國政府との関係もあるやに承知をいたして、米國政府方面とさらに検討をいたしまして適切な措置をとることになるかと存じますが、いまのところどうするかどうかというところは、いましばらく検討までの時間をおかし願いたいと思うのでございます。

○國場委員 最後にお願いを申しておきます。これで質問は終わるわけでございますが、税制の整備または持ち越し赤字に對しての諸問題、それだけでなくして、沖縄の産業経済開発等の観点からしますと、少なくとも十年ぐらいの一定期間、税の特免措置というようにも御配慮をいたしたい、これを希望するわけでございます。自治大臣におきましては、今日までもいろいろ御高配を賜わりましたこととありますが、いろいろですが、私がこういうことを申し上げることは、去る第二次大戦後フリーピンが独立したときに、独立するに保護特恵措置をもつて十年間の、いわゆるそういうような貿易に對しての免税、いろいろな策を講じて、いわゆるアメリカの施政下から離れていくフリーピンに對して、独立国を押して立てるためにいろいろの特恵を設定してやったのであります。でありますから、母国に帰るわけでありまして、二十五カ年間にわたるところのひびき、格差は正のために、やはり抜本的な対策を持ち、百万民の期待する豊かなる果つくりのために、自治大臣としても御厚情を賜わりたいとお願いを申し上げます、質問を終わります。

○秋田國務大臣 お説のとおり、税目によりましては、暫定的経過措置の要するものもあるかと存じます。よく検討をいたしまして、ひとつ税制におきまして円滑な引き継ぎのできるように注意してまいりたいと思っております。

○菅委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 午前中、財政局長から、いろいろ今回の地方交付税法の一部改正に關します御答弁をいただいたわけでありますが、大臣からも御答弁を願いたいと存じます。

今回の交付税法の改正におきまして、政治的な、特別交付税三十億を琉球政府並びに琉球政府の市町村に交付するという特別措置がとられたわけでありまして、国と地方公共団体の財源配分に關して、過去三年間交付税の問題がいろいろ問題になってまいりまして、いわゆる景氣調整だとかあるいは財源の国と地方との協力というふうな問題で貸し借りの問題が続いてきたわけです。大臣の御配慮によりましてこれが打ち切られたわけです。しかし、打ち切られる過程におきまして、やはり国と地方との財源問題はいろいろな形で出てきています。私は思うのです。たとえば今回におきまして、国民健康保険の補助金の交付税肩がわりあるいは教科書の問題、これらの問題につきまして、一応大臣の御努力を私も非常に敬意を表しております。また一面、沖縄の琉球政府並びに市町村の復帰を目前に控えて、その財政窮乏に對して、これに何らかの措置をとらなければならぬというところにつきまして、私も現地を視察いたしましたので十分承知いたしております。しかし、すでにこの交付税の問題について問題が解決するやさきに、政治的に交付税から、特別交付税という名目を使わないまでも、その一部をさくということについては私は納得がいけないわけでありまして、おそろく復帰後におきまして、沖縄県並びに市町村の財政につきまして、交付税のかつこうにおいて十分配慮しなければならぬというところも私も十分承知しているわけです。それは完全復帰後の問題でありまして、あくまでその経過におきましては、いままでと同じように、国が援助のかつこうで政府の財政あるいは市町村の財政を配慮するというのが本土政府の取るべき措置ではないか。依然として本土政府の財政措置を交付税のかつこうでまた問題を出してくる。まあこれは今年限りでございまして、おそろく願

調にければ来年は復帰してまいりまして、本土の府県あるいは市町村として当然交付税の適用のもとに配慮しなければならぬことは、私も十分了承しております。しかし、そういう際には、さらに国としてもあるいは地方公共団体として、交付税の税率をどうするかという問題を私は検討すべきではないかと思っております。そういう大きな問題をかかえておるときにこういう措置をとられるということは、まことに遺憾に存じますが、これは大臣のいろいろの大蔵省との折衝の過程においての政治的配慮の産物ではなからうか、こう思うのであります。その点、御答弁を願いたいと思ひます。

午前中のあれによりまして六団体からの申し合せの文書も出ておるわけでありまして、なによりはあつたほうがいいと私は思うのであります。要は、地方公共団体の財源というものは、当然県民や市町村の要望にこたえてその福祉の向上に配慮すべきものでありまして、団体の長がこれに協力するとかというようなことは、これは私は慎重にやるべき問題ではなからうかと思ひるのであります。

ただ、二十五年にわたる沖縄県の置かれた情勢に對して、何とかして協力したいという気持ちにはわかるわけでありまして、しかし、それと法のたてまえを貫く、いわば財政上あるいは税制上の筋を立てるということとは別問題ではなからうか、かように私は考えるわけでありまして、大臣の率直なお気持ちをお聞かせ願いたいと思ひます。

○秋田國務大臣 まず最初に、国の財政と地方の財政との間の年々の貸し借りをやめましたことにつきまして御評価を賜わります、まことにありがとうございます。

やつたあとを見れば何でもないのでございまして、相当の苦心をいたしました。またこれにつきましては、野党各党の諸先生からこの一年間御指導、御鞭撻も賜わります、その結果でもございしますが、私からもその点、お礼を申し上げておきます。

しかして、それにもかかわらずこういうことをしたのは、やはりそこ何らか政治的配慮があるのではないかと御懸念の御所説を承つたわけでございます。この点につきましては、結論的に申し上げますれば、そういう政治的配慮に出たものではございません。しかし、全然政治的配慮がないかと申しますれば、やはり同じ都道府県市町村にならる、米政府のもとにいまはあるとは申しまして、実質は同じ県であり市町村でありますから、これが復帰を前にいたしまして何らかの財政窮乏に對して御援助を申し上げたい。長い二十五年にわたる米施政権下に呻吟をされた沖縄県民、沖縄住民の人々のお気持ちを考慮してこれに報いたいという配慮、これに出たことは間違ひございません。そして、これが政治的配慮であると言われるならば、まさにそれはそうであらうと思ひます。しかし、決して党利党略的な政治的配慮ではないのでございまして。

そこで、国政参加の措置等も、やはりこの点はわれわれ十分参考に配慮したわけでございまして、あの国政参加の場合におきまして、これはあるいは純粹な法理論の立場等から異論もなしとしないのでございまして、しかしながら、全体的見地に立ちまして、今日のいろいろの法意識あるいは國際關係あるいはいささづ、実情等から、ああいう措置をとることの妥当性を十分お互いに合意して処置したものでございまして、それと同様に、この沖縄県、沖縄市町村というものを考えまして、特別交付税上におきまして、本土、内地における都道府県及び市町村に準ずると申しますか、とみなすと思ひます。そういう措置をとることは法理上とれないことではないという慎重な検討を法制局ともいたしまして、十分配慮のもとにあつた措置をとつたわけでございまして、この点ひとつ御了承を願いたいと存じます。

○山本(弥)委員 いままで国として当然沖縄政府に對して援助をしておるわけですね。今度の補正予算を組む際にも、当然沖縄の市町村に對しましては、いわば交付税に類似の財政調整の項目もあ

るわけなんでして、これらについて補正予算の際に国から当然そういう配慮をすることによりまして、いわゆるひもつきでない包括的な財政援助ということも可能でなかったかと思うのであります。いわば今後の沖縄県政に対する国の配慮というものは、今回の交付税の措置によって配慮をするというところを見ますと、私は国の姿勢が非常に疑いたくなるという気持ちもするわけでありまして、それだけの財源があれば、三百億の本年度の貸した分を返すのを減額しなくても、当然国の予算の中から補正予算のかっこうで配慮すべきである。かつて効果をあげておりますけれども、土地開発基金のごときも暫定的、本年度限りという措置で二年続き、三年続くと思っております。附則で、そういう措置で交付税の詳細にわたる積み上げ方式、その例外措置としてああいう措置をおとりになった。交付税の地方財源を地方の財政の実情に応じて配分する調整財源、最近には財源付与的な性格も持つておるようでありまして、私は両方あつてもやむを得ないと思つておりますけれども、そういうふうな今後多少余裕ができたにいたしまして、地方財政のいわば——自治省でも御主張になつておるうちに、公害をはじめ環境の整備を計画的に進めなければいけない、長期財政計画のもとに一つのビジョンをもつて対処しなければならぬということを強調しておられるわけでありまして、そういうときに、また附則のかっこうで——当然国でもうあと一年に迫つた復帰前の琉球政府あるいは市町村の財政をひもつきでなく包括的な財政援助という措置がとれないはずはないと私は思うのであります。それを、金額はいままでとだいぶ違つておりますが、交付税という操作によりまして措置をしなければならぬというところには沖縄に対する国の考え——三十億という金は当然補正予算でやるべきだ、そして復帰前の財政の窮状を救うのだというふうな姿勢があつてしかるべきではないか、かように思うのであります。

であります。したが、施政権下にあつても国政参加ということは憲法違反にならないのだ、それを前例として無理やりに交付税でもつていつてゐるわけでありまして、配分にいたしまして、十五条に準ずるといふような非常に苦しい理屈になつてやしないかと私は思うのであります。こういうことを次から次に、形は違ひますけれども、一方できわめて詳細にわたる積み上げ方式をとりながら、一方で政策的に附則でどんどん変えていくというふうなあり方は、地方の固有財源としての交付税からいつても、私は当を得たものではないといふふうに感じております。

まあいろいろ意見の相違もありましようけれども、沖縄に対する財政援助、二十五年の施政権下における沖縄県民のために何とかしなければならぬという気持ちと、こういつた地方財源と国庫との調整を今後どうしていくかという問題はいろいろ——来年は地方公共団体も、税収の伸び等も本年度のようなことではないのじゃないか、落ち込みになるのじゃないか、しかも仕事は公害対策をはじめといたしまして環境の整備をしなければいけません。下水道の予算が増額になりましたけれども、全額ではないので、自己財源を持ち出さなければいけません。上水道と違ひまして下水道等も、この維持費あるいは事務費、建設費というものはたいへん多額にかかるわけですから、そういうときに、国の姿勢が安易にこういつた交付税の方式に依拠するといふことにつきます。私は、当を得たものではないといふふうに存じております。しかし、これは時間の関係で、またいろいろの機会もありましようから、深く議論をすることを避けますが、いづれ来年度の交付税も、交付税法の改正も出てまいりましようが、来年度の交付税につきましてはやはり強く——おそらく三二%という税率は動かしてないと思つておられますけれども、何らかのかっこうで沖縄復帰後の、沖縄を含めての地方財政の問題については、これは十分大臣としていまでもより以上に強い姿勢で地方財政のために対処願わなければならぬ、私はかように考え

ておりますので、よろしく願ひします。

次に、この機会にお伺ひしておきますのは、僻地医師確保のための学校法人による医科大学の問題であります。これは大臣の高知市における一日自治省の発言が実を結んだわけでありまして、私も非常にその御努力に敬意を表します。二カ所の要求が一カ所になりましたけれども、国の補助金のもとに、先ほどお伺ひいたしました、関係府県が中心となつて、その出資で七十五億の経費を投じてつくる。学校教育の立場からいくと、多少変則ではありますけれども、今日の僻地医師が確保できないという情勢、それに対して各県が持ち寄りまして、一人でも二人でも確保するという体制ができたといふことは、これは大臣の御努力でありまして、敬意を表します。一校だけで問題の解決にはならぬと思ひますけれども、これをきっかけに私は僻地医療の問題につきましても、それに関連する問題の大臣の御努力をお願いいたします。これは感銘を申し上げておきます。

ただ問題は、予算委員会でも問題になつておりますが、医療保障の問題は、財政問題と、それからもう一つ、僻地の住民あるいは僻地に近い住民、すでに中都市等におきましても同じような現象が出ております。医師確保の困難性の問題は、これはわが国の医療が、最近やつと公立病院といふものができてまいつておりますけれども、公立病院をつくるにしても、医師会の委員の入つた審議会を経なければ、なかなか公立病院のベッド数をふやすことはできない。いわゆる必要性のあるベッド数の増床、あるいは経営上からいつても必要なベッド数の確保といふことがいろいろいままで問題になつてきてゐるわけでありまして、これはわが国の医療保障と関連した医療機関の分布、配置の問題ですね。これが解決しない限りは、この医療保障の問題はうまくいかない、いつもあとから財政上の問題を解決するようになっておる。私はこういう感じがいたしますので、単に各県一人、二人の医師が確保されるということと関連

連いたしまして、根本的に地方の医師確保の問題ですね、これはやはり私は、医療機関の分布を何らか法律上の規制を加えなければならぬといふふうに考へておるわけでありまして、いざれば抜本改正は急がれると思ひます。そういう際に大臣としても強く御主張願ひたい。これがいま過疎地域の大きな問題でもあるわけでありまして、その点の御所見、お伺ひしたいと思ひます。

○秋田国務大臣 辺地医科大学の問題に関連をいたしました。公的医療機関整備強化、これに關しての法的規制の整備強化につきましても、御所論は、私も大体そのように考へております。そういう点も配慮いたしまして、辺地医科大学の提案及びこれが実現を期してゐる次第でございます。

○菅委員長 和田一郎君。

○和田(一)委員 大臣にお尋ねしますけれども、午前中中政局局長からこの三十億の問題で御答弁がございました。この三十億の問題ですけれども、これは話を聞きますと、沖縄では三三三三といふ話があつたようだけれども、この点についてはどうですか。大臣からひとつお答え願ひたいと思ひます。

○秋田国務大臣 これは特別交付税上の措置でございます。もちろんひもつきではございません。しかしながら、この三十億といふものは、やはり沖縄の財政状態を考へまして、積極的に社会施設なり公共施設なり建設的な問題のプラスになるようにいふことを希望して出しておるのでございまして、国体等、いわゆるミニ国体等に関連します諸設備、公共建設事業等の点について配慮されることを希望いたしますのでございまして。○和田(一)委員 沖縄の方々のいままでの御苦労に対しては全力をあげて援助することは当然だと思ひます。また私もそのことについては大いに応援をしたいと思います。ただ、いまも山本先生から御議論がございましたとおり、やはり交付税といふ問題の中からいふ措置をするといふことは、来年度返還といふことになりまされども、今度各地方団体が公害対策があるので

を期してまいりたいと存じます。

○和田(一)委員 以上で終わります。

○吉田(二)委員 吉田之久君。

○吉田(三)委員 先ほどから沖縄に對する特例措置三十億円の問題をめぐりまして、いろいろと各委員から意見が述べられてゐるわけでございまして。私は、先ほどとも國場さんのお話を聞いておりまして、まことにそうだろうと感じました。この三十億円をこういう形で受け取ることは心苦しい、遠慮しながら受け取らなければならぬという気がするけれども、しかし、いたく三十億円については、まことに沖縄県民としてはありがたい、こういう御表現であつたと思ひます。私は沖縄の國場さんのお立場からすれば、まことに御氣持ちそのまゝのことばを述べておられるだろうと思ひます。しかし、われわれ本土の国会議員の側から見た場合に、こういう遠慮しながら受け取つていただくのでもいいのだからかという感じがしてならないのです。

私は先ほど大臣が、まゝ國として今日まで沖縄に對してこれほどの措置を講じてきてゐるのであるから、地方自治体としても少しは考えたらどうだろうという考え方が、この発想のもとになつたというお話を聞きました。一体、それは総理や大蔵の側から、おれたちはこれほどやつてゐるから、ひとつ自治省としても考えたらどうだろうという意見なのか、それともこちらの側から國としてせつかつの努力をしてゐるから、われわれ自治体側の協力を得て、ひとつわれわれも自主的にこうしようと考えたということなのか、どちらからの考えなのか、それを最初にお聞きしたいと思ひます。

○秋田國務大臣 これは政府から、あるいは政府首腦の筋からの強圧的な關係でやられたというものではございません。もちろん政府筋からもそういう話もありましたし、その他沖縄のほうからいだらうかという話もございました。多方面の御意見がありました。しかし、これはいづれも強制

的な圧力的なものじゃございません。好意を考へてのことでございます。自治省といつたしましても、いよいよ沖縄の本土復帰を目前に控へまして、何か考へてもしかるべきであらうというわけでございまして、皆さま方のお話もこれあり、いわゆる地方公共六団体と十分御連絡をとり、その御同意を得ました限りに於いては自発的にやつていく処置をとる、こう申すこともできるような実態でございます。

○吉田(之)委員 まず大臣のおっしゃるとおり、きわめて自発的に各關係団体が思ひ立つてのことだといふふうに承りましたけれども、またこの六団体の申し合はせを説き及ぼしていただいても、確かにそういう感じは十分にうかがえます。しかし、私はこの申し合はせをいさひに読んでまいりますときに、三十億円を限度としてとか、非常に金額を限定し、かつ言外に、これは本年度だけのことだといふふうも含めてあるのかどうか、その辺はよくわかりませんけれども、何か非常に制限的な、かつ一時的な出し方のような感じが受けてゐるのではないのです。もしも地方自治体の固有財産であるこの交付税からの財源、これに余裕があるなしの問題はたいへん論議がありますけれども、非常に余裕のないときには、こういうことは當然したくともできないはずでございます。だとすれば、たまたま余裕があるから、美しい連帯の友情としてやろうという程度のものかどうかという点が、私は非常に気になるわけなんです。私は沖縄に對する援助と申しますか、沖縄のレベルアップの問題は、余裕のあるなしにかかわらず、政府自体が積極的に集中的にみずから主体となつてやらなければならぬ問題だ。それとにちみ合わせて自治体がきわめて一時的、善意のものとしてやられるのかどうか、この辺の考え方がどうも釈然と私には了解できないわけなんです。

○秋田國務大臣 もちろん國は沖縄の復帰に際しまして、またそれを目前にしない前から、いろいろ財政的な援助を當然すべきものであつて、してまいつたわけでありまして。

そこで、内地の地方団体におきましても、できるならばやりたいという気持ちはおそらくないわけではなかつたと思ひますけれども、もちろん御承知のとおり財政事情でございまして、思うにまかせなかつた。たまたま今回交付税に自然増を生じ、特交の分についても相当額の余裕を生じましたので、この際特別の措置としてやつた、こういういきさつでありまして、美しい連帯の友情の考え方を従来から持つておつたものが、この際の財政事情で実現ができた、こういういきさつでございます。

○吉田(之)委員 これはお気持ちよく了解できます。ただ、その出し方としてたいへん異例であり、かつ方法が微妙なところであることも十分大臣御承知のところだと思ひます。そこで、これは仮定の論議だ、来年度の論議だと言われるかもしれないけれども、もしもいまと同じような条件がたまたま一年後に生じた場合に、やはりそういう友情、連帯としてこの種の措置が再度とられるだろうかどうか。もしも来年の今日の時点で、すでに完全に沖縄が復帰しておれば話は別でございます。しかし、そうでない可能性は大いに想定されます。そういう場合には、いまこれをなさろうとされる大臣自身の気持ちとしては、いかがなものでございませうか。

○秋田國務大臣 復帰の時点にももちろんよりますが、しかし、復帰がいまの時点よりあとになるという場合を想像いたしました。やはりいろいろの事情、そのときの事情にもよることでございます。今日からどうも予想をして推測を申し上げるということに過ぎない、なじまない性格のもので存じます。

○吉田(之)委員 たいへんお答えにくいことだらうとは思ひますが、ただ私は、こゝし一時的に三十億円が出された、そして来年はかりに出さないう、しかも承るところによれば、臨時国体ですか特別国体ですか、というものが沖縄で復帰を契機に行なわれることを想定して、それに対するいろいろな公共施設の充実のために使つていただきました

いということのように承ります。そうすると、やはり一時的なきわめてひもつきの金を出し方にならないかという問題が出てくるわけでございまして。この辺の配慮は、当然担当大臣としては、いろいろと正しく國民に理解を求めておいていただかなければならないのではないかと感じました。そうしたうわさされてゐる沖縄に於ける国体との関連、それは直接そのことに對するひもつきの金ではないとおつしやいます。それけれども、結局はそういうことが想定され、その一部の援助として出したいという本土全般にわたる自治体の意思であるとするならば、それは財政の運用上正しいものなからうかということになります。

○秋田國務大臣 先ほどとも國場先生にお答えいたしましたとおり、これはひもつきの性格の金でないことはもちろんでございます。また諸先生も御承知のとおりで、交付税上の措置でございます。したがらしまして、ただ沖縄の赤字、借金埋めに使われるというふうなことは困るのであります。やはり積極的に沖縄の行政水準の向上にプラスになるように使つていただきたいという希望を持っております。たまたまそこに国体等もある。それは道路もつけなければならぬでしょうし、いろいろ社会施設の整備もございまして、そういうことに使われればまことにけっこうだ、こう思つて出したわけでございまして、具体的あれこれについてひもつきは毛頭考へておりません。

○吉田(之)委員 この機会に承つておきたいのですが、沖縄が完全に本土に復帰した時点において、当然考えられるべき沖縄への交付税の額でございますが、本土の類似県、たとえは人口百万前後の各県と比べてみて、現在自治省としては沖縄にどうした程度にまで特別の配慮をしようとするのか、あるいはその面では完全に本土の類似県と同等の扱いをしようとするのか、少し詳細に御説明をいただきたいと思ひます。

○秋田國務大臣 なかなか試算困難な性格の問題でございますけれども、一応推測をしたものがあ

るようでございますから、事務局から説明をいたします。

○長野政府委員 沖繩の復帰に関連をいたしまして、先ほどからお話がございますように、特別な措置が同時に並行してとられるという問題が相当考えられなければならないだろうと思ひます。それからもう一つは、復帰するにいたしましても、同じような税制にすぐには復帰できない。たとえば本土の税制にすぐ乗って、国税なり府県税なり市町村税なりというふうなものが直ちに適用できるかということになりますと、これはまたいろいろ現実の問題との調整というものを大いに考えなければならないというふうな問題も出てくるわけでございます。そういうことがございますので、この行財政制度全体としての見通しといたしますか、どういふふうに全体から合ってくるかという問題につきましては、現在予測を立てることが実は非常に困難でございます、私どももいたしましては、その試算をするといひましても、そういう前提条件をまず固めてからかきまさんと、解答というか答えを出すことがなかなかできないということになるわけでございます。

そこで、具体的な数字でどうなるかということにつきましては、私どもとして今後そういう制度が固まりました上で考えていくほかはないと思ひますが、その場合の考え方といたしましてどういふことになるかということになりますと、いろいろなそういう特例の制度というものを含みながら、収入なり需要なりをはじかなければなりません、そういうものをはじいて交付税制度を適用するといふ点におきましては、前提が多少違ひますけれども、適用はもちろん当然フルに適用していくといふことになることは、私どもは当然だろうと思つております。

○吉田之委員 いま、今日の段階ではたいへんむずかしい、お答えにくい問題だろうと思ひますけれども、しかし、むずかしいむずかしいといつて低つておけない問題なんです。だから、この種の準備は幾ら早くても早過ぎることはないと思ひます。

ます。大体自治省としては、本年といひますから来年度ですね、来年度のいつごろの時点にはつきりと作業を終わって、そして具体的な数字のはじき始めをするのか、この辺のめくろみがなければならぬ不安でならないのです。

○長野政府委員 実はその点につきましては、まずいままでの琉球政府と考えておりますものの中で、国政と申しますか、国政に属する部分と府県とのものを現在それぞれ振り分けて作業をするといふようなことを、関係各省の間で鋭意やっております最中でございます。それと同時に、いろいろ施設につきましても、そういう意味では一応見当をつけたながら検討作業をしておるといふようなのが、各方面にわたって進行中の現状でございます。

しかし、とりわけ私どももいたしましては、沖繩復帰の際に何らの措置を講じないでただ受け入れるということではあるまいと思ひます。沖繩の復興なりあるいは将来の振興というふうなものについての相当大きな計画を立てまして、そして、それに対して国が大きな措置をしていくといふことがまず何よりも必要になってくるんだらうと思ひます。そういう骨組みが明らかになることがだんだんと出てくるにつれまして、沖繩県、沖繩の市町村というものの形も位置づけられてくるということにならざるを得ないわけでございます。

そういう意味で、現在ずつと関係各省と作業を共同してやっておりますけれども、それじや結論をいつまで得られるかということになります。が、ことしの秋ごろ、伝えられるところによりまして、大体それらの措置についての取りきめをしていきたいというふうなこともあるようでございます。そこで、大体はそういう時点、つまり秋ごろまでは大体の輪郭をつかみ取るというかつこうになるのではなからうかというふうに思つております。

○吉田之委員 全然まだ暗中模索というふうな段階におられるような感じが答弁としては受け

ません。

そこで、大臣に申し上げておきたいことは、沖繩復帰後直ちに国全体としてはどうする、その中で自治省は自治省のレベルにおいてどう即応するかというからみ合わせがはつきりしないと答弁できないと思ひます。すけれども、しかし、やはり先ほど大臣が他の委員の質問にもお答えになりましたように、自治省みずからが主力となつて沖繩のレベルアップをはかるのだ、これも当然のことでございます。それから、じんぜんを送らないで、大臣みずからがもつと積極的に、沖繩復帰後の交付税はどうすべきなんだ、あるいはその程度ではどうにもならないじやないか、特例としてはいろいろ法的にもどういふ措置を講じなければならぬのだ、あらゆる角度から早急に検討をしてもらわなければならぬと思ひます。これはまた後日の機会にあな方へぜひ質問をさせていただきたいと思ひます。

いろいろお尋ねしたい点もございすけれども、時間の関係で、これで終わらしていただきます。

○菅委員長 林百郎君。

○林(百)委員 時間がありませんので、前の委員のお聞きしたことは省きたいと思ひます。

大臣、第一に、特別交付金の中からこういう形で三十億沖繩に交付するということですが、これは本土の各自自治体が特別交付金に対して非常に大きな期待をみんな持っているし、それぞれの要求があるわけでしょう。そこでお聞きしますけれども、昭和四十五年でこれを特別交付金として交付してもらえないかといふことを要望している本土の各自自治体の要求の総額というのは、一体どのくらいなんです。そつちのほうでわかつたら……。

○森岡説明員 特別交付税につきましては、二月一ばいで算定をいたしますようにいま鋭意作業中でございますけれども、各県、市町村別の要望額を実はトータルいたしております。と申しますのは、やはり県なり市町村なりの立場でそれぞれ

の要望額にかなり切つた数字もございすれば、かなり現実的な数字もございすものですから、それをトータルいたしましては実はあまり意味をいたしませんか、そういう点で問題もあるうかと思ひますので、個別に県の事情を十分調査いたしまして配分をする、こういうふうには力は注いでおりまして、集計をいたしておるわけでございます。

○林(百)委員 それじや、昨年は、各市町村、都道府県でけつこうですが、特別交付金としてこれだけのものを交付してもらえないかというふうな要望があつて、それを総計した数字はありませんか。四十四年度会計です。

○森岡説明員 いま申しましたように、いままでも個々の市町村、都道府県の要望額を集計してみたといふ事実はございせん。

○林(百)委員 四十四年度で特別交付税として交付した金額は幾らだったのですか。

○森岡説明員 八百三十億強であります。

○林(百)委員 そうですね。そうすると、本法によつて沖繩に対して特別交付税から三十億を限度として交付するということになりますと、これを四十五年度の特別交付金の総額から考えますと、これはどうなるのですか。これだけ不足分になることは明らかでしょう。これだけ余るからやるわけじやないでしょう。大事なことで、大臣でもいいですよ。

○森岡説明員 四十五年度の特別交付税は、御承知のように、当初予算で見込まれました交付税総額の六%、これは千五百億円であります。それに加えて今回補正予算でふやしました分が六十五億、合わせて千八百十億でございます。昨年は八百三十三億でございすので、その間二百五十億円の増、こういうふうなことになるのであります。

村分とはおおむね半額ずつとし、もちろん一般財源として交付するものではあるが、前向きで行政水準の向上に使われるよう要望することにしたい。もとよりこれらの措置は本土の地方団体の同意を得られることを前提とするものであり、またその法制的な措置については今後法制局と協議してまとめたい、こういう発言をいたしました。

○林(百)委員 山中総務長官が、そのうち十五億

はミニ国体に使う、こう言つて閣議の了解を得たと書いてある。

○秋田国務大臣 それを大体皆さん反対もなくあった、こういうことでございます。

○林(百)委員 何ですか、あなたは。了解したというところでしょ、それでは。

○秋田国務大臣 けれども、自治省の立場といたしましては、交付税の性格上から一般行政水準の向上に充てたい……。

○林(百)委員 いや、しかしそれはあなたは言つたけれども、山中総務長官が提案し、あわせて閣議の了解を得た。閣議といへば、あなたも閣議の一人だから、了解したことになるのじゃないですか。

○秋田国務大臣 その含みで言つたわけでございまして、交付税といたしましてはこういうひもつきというのではできないわけでございまして、希望的条件を申されたということでございまして。

○林(百)委員 そうすると、もしこれを琉球政府が自由に使つて、国体のほうに使わないとして、そうすれば、また国体の費用は十五億別に見るのですね。それはそれでいいのですよ。それならそれでちつともかまいません。

○秋田国務大臣 それは見るということは確言は私ではできません。

○林(百)委員 どうしてできない。

沖繩・北方対策庁の方にお聞きしますけれども、四十八年度にミニ国体を沖繩で行なうという、こういう計画があるかどうか。行なうとすれば、大体幾らの予算が必要となるのか、それをちつと説明してください。私のほうは問い合わせる回答がありますから。

○亀谷説明員 お話のように、四十八年の四月中旬というところになっておりますが、復興の記念事業の一環として、琉球政府及び沖繩県の県民の方、沖繩の体協の方の強い御要望もございまして、政府も政策といたしましてきめたこととございますが、おおよそ四十八年の四月中旬に約四日間の予定で、こまかいことはしりますけれども

も、本土の国体に準じまして、選手役員を含めて大体三千名程度の陣容になる、いわゆる特別国体を開くということ、琉球政府との間に相談をして内定をいたしております。大体の規模といたしましては、二十一種目の競技を前後四日間で行いますが、そのための関連施設といたしましては関係の道路の整備、それから主会場となります奥武山の競技場及びサブ会場となりますコザの市民競技場、その他それぞれの地域に行なわれま

す各競技種目に必要な、主として高等学校の付属体育館、こういうものを現在の琉球政府におきまして教育水準の格差を埋める一助ということも考え合わせまして、この際整備をしたらどうだろうか。また現地の希望もございまして、これらの施設はいずれも純粋に国体だけに使う施設でもございまして、むしろ後年における関連の水準向上にいろいろと資する施設でございまして、この際あわせてそういうことをやらたらどうだろうかというところでございまして、約四十億という内容でございます。

○林(百)委員 四十億の内容をちつと書いてください。

○亀谷説明員 大ざっぱに言いますと道路関係が二十六億、それから国体の主会場その他の施設が約十五億、こういうことでございまして。

○林(百)委員 ちゃんと施設が十五億という数字が出てきているじゃないですか、大臣。

そこで、時間がないので、もうこれ以上聞けないで残念ですけれども、これまたお聞きします、そうすると、いわゆる琉球政府は残りの十五億、これは自由に使つていいんですね。いまミニ国体として施設費十五億を予定しているという回答まで出てくるけれども、かりにこれに使わなくてもいい、必ずしもこれに使えというひもをついてあるわけではないというのをはつきりと自治大臣言つてください。これは琉球政府、われわれは沖繩県と言つていますけれども、そつちへツツと通じますから、言つてください。

○秋田国務大臣 交付税の性格上こういうひもつきというのではございません。しかしながら、一般行政水準の向上に充てたいだきたいという希望を付してございまして。

○林(百)委員 そんな抽象的な一般行政水準の向上……それは一般行政水準の向上について使えば、かりに国体に使わなくてもいいわけですね。そのことが一つ、それからこれは自治省令案要綱とありますが、あなたの方の立場に立てば……われわれは沖繩県と考えて、アメリカの施政権についてはサンフランシスコ条約三条の廃棄ということを主張しておりますが、あなたの方の立場に立てば、この自治省令案要綱というのは、いわゆるあなたの方の言う琉球政府をこれに拘束することができるとは、その二つを答えてください。

要するに、行政水準を向上するために使う、そのためには何れも国体の施設に十五億を必ずしも使わなくてもいいのだということをはつきりこで言つていただきたい。それは地方行政水準の向上のために使われればいいのだ、必ずしもミニ国体の設備というのじゃないのだ。それから自治省令案要綱というのは、これはあなたの方の立場で言えば、施政権がまだアメリカにあるのだから、本土政府がこういうものをつくつても、必ずしもそれによつていわゆる琉球政府は拘束されないのだ、こう言えるかどうか。これは大事なことで、大臣に答弁を求める。

○秋田国務大臣 交付税の性格上から、何べんも申し上げますが、ひもつきではございません。しかしながら、ミニ国体等に関連をする行政水準の向上に資せられることを希望いたしております。ですから、使わなくてもいいのだということに私が同意することは、これはいささか當を欠くと思つております。そういうことを含めてこういうふうに使つていただきたいという希望を持つておるわけでございます。そしてそういう意味におきまして、沖繩・北方対策庁、自治省並びに沖繩の琉球政府との了解のもとに事を運んでいくと思つて、この自治省令案要綱なるものは厳密な意味における向こうを拘束するものではございません。

けれども、向こうは十分この趣旨によつて御善処願えるものと期待をいたすところのものでございまして、何らの希望をなした出すというものでもないものでありまして、こちらの希望を付して出す。これを向こうも大いに参考にされるであらう、こういう期待のかかるものでございまして。

○林(百)委員 これで終わります。先ほどの同僚委員からも発言がありますように、三十億は本土に對しては法律要綱になつてゐる。それでそのうち十五億は市町村分にかかる額で、あとの十五億は何も書いてない、ということはお省令でできる。そしてこれは、いわゆるあなたの方の言う琉球政府を拘束するということは私はできないと思つて、できないんですよ。三十億を向こうにやる以上、これはどう使つてもいいですよ。それと一つは、あなたの方の言うミニ国体というが、国体施設の行政水準の向上なんて、そんな行政水準の向上というのがあるのですか。

そこで、最後に聞きますが、この残りの十五億というのは、ミニ国体の施設に使つてもらいたいという希望である。それは希望であつても拘束力はない、こう聞いていいですか。念のために私は言いますけれども、こういう形で沖繩政府を援助する、当然の本土の自治体もらうべき権利のある金を、こういう形で援助するということに私は反対なんです、政府が当然一般予算としてもつと出すべきだという立場で聞いているわけですよ。そうすると、あなたとしては希望するということであつて、拘束はしない、こう聞いていいですね、いわゆる琉球政府に對して。

○秋田国務大臣 交付税の理論から申しまして、これは拘束力があるとは申せられません。希望でございます。

○菅委員長 次回は、来たる九日火曜日午前九時四十五分から理事会、十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時四十八分散会